

柏市議会令和7年第4回定例会会議録（第6日）

○

令和7年12月12日（金）午前9時50分開議

議事日程第6号

日程第1 質疑並びに一般質問

日程第2 休会に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（35名）

1番 矢澤英雄君	2番 田口康博君
3番 福元愛君	4番 若狭朋広君
5番 内田博紀君	6番 永山智仁君
7番 上橋しほと君	8番 北村和之君
9番 小川百合子君	10番 村越誠君
11番 渡邊晋宏君	12番 桜田慎太郎君
13番 平野光一君	14番 武藤美津江君
15番 佐藤浩君	16番 林紗絵子君
17番 鈴木清丞君	18番 渡辺裕二君
19番 伊藤誠君	20番 小松幸子君
21番 塚本竜太郎君	22番 阿比留義顯君
23番 円谷憲人君	24番 後藤浩一郎君
25番 末永康文君	26番 渡部和子君
27番 山田一一代君	28番 松本寛道君
29番 岡田智佳君	30番 中島俊君
31番 林伸司君	33番 田中晋君
34番 助川忠弘君	35番 古川隆史君
36番 坂巻重男君	

欠席議員（1名）

32番 橋口幸生君

説明のため議場へ出席した者

〔市長部局〕

市長 太田和美君	副市長 染谷康則君
副市長 山田大輔君	上下水道事業者 飯田晃一君
危機管理部長 熊井輝夫君	総務部長 鈴木実君

企 画 部 長	小 島 利 夫 君	財 政 部 長	中 山 浩 二 君
広 報 部 長	稻 荷 田 修 一 君	広 報 部 理 事	宮 本 等 君
市 民 生 活 部 長	永 塚 洋 一 君	健 康 医 療 部 長	高 橋 裕 之 君
健 康 医 療 部 理 事	吉 田 み ど り 君	健 康 医 療 部 理 事	小 倉 孝 之 君
福 祉 部 長	矢 部 裕 美 子 君	こ ど も 部 長	依 田 森 一 君
環 境 部 長	後 藤 義 明 君	経 済 産 業 部 長	込 山 浩 良 君
都 市 部 長	坂 齊 豊 君	都 市 部 理 事	沢 吉 行 君
土 木 部 長	内 田 勝 範 君	消 防 局 長	本 田 鉄 二 君
会 計 管 理 者	荒 卷 幸 男 君	上 下 水 道 局 理 事	小 川 靖 史 君

〔教育委員会〕

教 育 長	田 牧 徹 君	教 育 総 務 部 長	中 村 泰 幸 君
生 涯 学 習 部 長	宮 本 さ な え 君	学 校 教 育 部 長	平 野 秀 樹 君

〔選挙管理委員会〕

事 務 局 長 関 野 昌 幸 君

〔農業委員会〕

事 務 局 長 石 原 祐 一 郎 君

〔監査委員〕

代 表 監 査 委 員	高 橋 秀 明 君	事 務 局 長	田 口 大 君
-------------	-----------	---------	---------

職務のため議場へ出席した者

事 務 局 長	高 村 光 君	議 事 課 長	木 村 利 美 君
議 事 課 主 幹	藤 井 淳 君	議 事 課 副 主 幹	坂 田 智 文 君
議 事 課 主 査	松 沢 宏 治 君	議 事 課 主 任	野 方 彩 加 君
議 事 課 主 任	篠 原 那 波 君	議 事 課 主 事	小 川 熙 君
議 事 課 主 事 長	瀬 瀬 め ぐ み 君		

○

午前 9 時 50 分開議

○議長（坂巻重男君） これより本日の会議を開きます。

○議長（坂巻重男君） 日程に入ります。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第1、議案第1号から第20号についての質疑並びに一般質問を行います。

発言者、福元愛さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔3番 福元 愛君登壇〕

○3番（福元 愛君） 共創かしわ、福元愛でございます。居場所や図書館を核とした文化の薫るまちづくりについては、前定例会を含めこれまで折に触れ取り上げてきたところですが、50年に1度の柏駅東口の再整備を進める中で具現化されることを待ち望みつつ、太田市長の2期目に御期待申し上げます。

では、通告に従い、質問いたします。まず、市長の政治姿勢について、柏、沼南合併20年に

について伺います。平成の大合併の下、平成17年、2005年4月1日、東葛飾郡沼南町は柏市に編入され、自治体として消失しました。あれから20年、来年3月28日には中核市柏市は合併リニューアル後21年目に突入します。改めて合併の現状や成果についてお示しください。先日建設経済環境委員会の行政視察で富山市を訪れた際に、富山駅前から続くメイン道路に沿ってまちを彩るハンギングプランターに添えられた合併20周年を祝うフラッグが目に入りました。まちを挙げて20年の節目について考えることをしているのだなと感じ取れた次第です。一方、本市では20周年の今年、市民が合併について振り返るような機会をつくれたでしょうか。特段お金をかけて何かをすべきだとは言いません。市の見解をお聞かせください。現在市内において直接沼南がつく地名はなくなってしまいました。道の駅しょうなんが来街者に沼南の名を知つてもらう唯一の要所だという声も聞きます。また、沼南音頭については編入合併後も地域の歌として存続させる申合せが行われたとのことですが、現在では旧沼南在住であっても知らないという市民が増えてきているとも聞いています。このままでは沼南の名が消えてしまうと危惧する声もあります。今後なおのこと意識して沼南の名を残すような取組が必要ではないかと私は考えます。市の見解をお聞かせください。沼南という名は、もともと手賀村と風早村が合併により1つの村となる際に生まれました。現在一帯は風早北部、風早南部、手賀の3つの地域で区分けされています。風早北部は大島田に庁舎があり、従来から沼南エリアの中心であり、2016年にはセブンパークアリオ柏もオープンしました。また、風早南部は工業団地が形成されるとともに、最近では高柳駅の複線化に伴う周辺地域への子育て世代の流入など人口増加が顕著に見られるエリアでもあります。一方、手賀はそのほぼ全域が調整区域であり、車に頼る生活で、高齢化も進み、今後の人口減による担い手不足などあらがえない現実があります。行政は地域の危機感を具体的な解決策に導く必要があったかと思いますが、住民の覚悟をどう意識し、この20年間で何が見え、どう対策を打ってきましたか、市の見解をお聞かせください。(仮称) 柏市こども計画について伺います。こども計画については、令和6年第4回、7年第2回定例会の一般質問でも触れました。果たして、こどもまんなか社会の実現に向けた柏市的心意気は、どの程度なのでしょうか。画面を切り替えてください。千葉県では、こども・若者みらいプランにおいて、全ての子供、若者が大人や社会の支えを受けながら仲間と支え合い、個人として尊重される権利の主体として、その可能性を広げていく社会づくりを基本理念とし、4つの基本的方針を掲げ、具体的施策の展開へとつなげています。次に切り替えてください。子供向け版では、子供、若者の皆さんが未来に夢や希望を持つことができる世の中にするためにつくった計画と説明しています。画面を戻してください。さて、柏市の計画はいかがでしょうか。子供の権利を保障し、子供に優しい柏のまちづくりのために一番大切なのは、子供の声を聞き、子供を中心に据えて考えることです。本来であれば、計画策定の過程において子供、若者からの意見聴取だけではなく、計画づくりそのものに当事者である子供、若者を参画させるべきではないでしょうか。パブコメの手続などを除けば正味3回でのスケジュールであり、あまりにも拙速ではないでしょうか。あくまでも骨格で、個別の中身については走りながら当事者である子供、若者がしっかりと計画にコミットしていくという認識でよろしいでしょうか。計画の対象として特定の年齢で区切るものではないとしていますが、その割にはこども部と生涯学習部、ほかの関係部門の連携がいま一つ見えてきません。切れ目なくということを行政の組織としても分かりやすく具体化すべきと考えますが、いかがでしょうか。柏市子ども・子育て支援複合施設T e T o T eについて伺います。T e T o T eは全館オープンしてからちょうど

1年、場所の提供としてはおおむね好評のようですが、居場所としての機能、すなわちありのままの自分を受け入れてくれる自己肯定感や自己有用感を得られる場として機能しているのでしょうか。子供や若者が自ら居場所に主体的に関わる仕組みが必要であると考えますが、いかがでしょうか。そのためには、適切な人材、すなわちユースワーカーが配置され、機能していくことが必要と考えますが、その点について状況はいかがでしょうか。TeToTe、(仮称)柏市こども・若者相談センター内にできる居場所施設、高島屋のB e A R I K Aなど官民の枠を超えて、関係施設に関わる多様な主体が有機的につながり、広がることが子供や若者の育ちや学びにも重要だと考えます。その点の認識と展望について、市の見解をお聞かせください。

次に、まちづくりについて、北柏駅周辺のまちづくりについて伺います。令和7年第1回定期例会では、私は南北自由通路開設工事の影響が出る以前について南口駅前広場を暫定的に有効活用できることを求めて、質問いたしました。暫定利用が認められ、今年9月6日に当該広場を活用し開催された地域イベント、黄昏マーケットでは、こんなすてきな駅前風景は初めてという地元住民の声も聞かれるなど非常に好評でした。次回実施も計画中のことなので、私も引き続き後押しできればと考えております。さて、来春には北口駅前に商業施設がオープンし、さらなるまちの活性化が期待されます。施設内には、目玉ともなるまちライブラリーが柏市内では初めて開設されるということで、今後の展開が楽しみな要素の一つです。駅前的一体的土地活用事業について市としてどのような思いを込め、また何を期待しますか、お示しください。柏の葉の自動運転バス実証実験について伺います。令和元年に開始した柏の葉の自動運転バス実証実験は、現在レベル4の実現に向けて進められています。自動運転については、様々な効果が期待されますが、特に人口減少社会に突き進む中、限られた労働力で安心、安全な技術を確保できるとあって、大変有意義なイノベーションとの認識です。先日道路改良の実験を行うための工事の一環で運行ルートに緑のカラー線が引かれたところ、市民から分かりにくく、大変危険だと指摘がありました。白線が消えた道路に突然鮮やかな緑ラインが出現し、私自身毎日運転しながら違和感を感じていましたので、担当部局にすぐ伝え、翌日には白線を引くなどの対応、さらには後日注意喚起の看板を12か所に設置いただいた次第です。改めて実証実験の効果と期待、併せて現在の進捗状況をお聞かせください。今回道路改良の実験を行うための工事をすることについては事前周知していたと聞いていますが、確実に市民に認識されていたと考えますか。また、道路などで事前周知以上にそこを通る運転者の目線に立った対策が重要であり、そういう事前のシミュレーションが十分に行われていたと考えますか、市の見解をお聞かせください。昨年の東京大学柏キャンパス一般公開の際に、生産技術研究所大口研究室の特任助教からバルブアウト横断歩道についてお話を伺いました。バルブアウトとは、横断歩道の始まる部分の歩道を車線側に張り出させ、ドライバーから横断したい歩行者が見えやすくなる構造物です。車線が狭まるため自動車は減速し、歩行者の横断を譲りやすくします。海外では特に欧米諸国の都市部で積極的に採用されており、張り出した部分に植栽や街路樹、ベンチなどを配置し、歩行者空間を有効活用していますが、日本ではまだあまり事例がありません。人と車が安心、安全に共存する柏の葉エリアで先駆的にバルブアウトの導入なども一つかと考えます。自動運転バスの運行への影響等も含め、バルブアウトの効果をお示しください。新市建設計画道路と柏五小通学路の安全対策について伺います。まず、訂正をお願いします。新市道路計画は新市建設計画道路となりますので、よろしくお願いします。新市建設計画道路の柏ふるさと公園脇のポイントについて進捗が見られない状況が続いています。現状のクランク道

路を進んだ先では狭窄が施され、これが原因で当該箇所では特に朝夕に交通渋滞となっている現状があります。一方で、この渋滞を避けるべくクランク手前で住宅地域の狭い道路に入って進み、開智大学入り口 T字交差点で戸張街道に抜ける車が増えてきているといいます。改めて新市建設計画道路、当該路線について現状をお聞かせください。開智大学入り口 T字交差点付近は、柏五小児童の三、四割程度が利用する地点でもあり、子供たちの命を守るため現在地域や保護者と日体大柏高校の生徒が連携し、交通安全の取組が展開されています。市は本件についてどう対応し、また今後どのような方向で進めていく考えでしょうか。初石駅の橋上化について伺います。令和 6 年初めから流山市と共同で実施されていた東武野田線初石駅の自由通路と橋上駅舎の整備工事が終了しました。明日には竣工式典が予定されており、私も建設経済環境委員長として出席させていただく次第です。そして、いよいよ今月 21 日から供用が開始されます。東口の開設は駅東側に位置する西原、西柏台付近住民にとっての利便性向上はもとより、多くの期待や効果があると考えます。市の見解をお聞かせください。質問は以上です。御答弁のほどお願ひいたします。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 私からは柏、沼南合併 20 年に関する御質問についてお答えをいたします。旧柏市と旧沼南町は平成 17 年 3 月 28 日に合併し、その後平成 20 年 4 月 1 日に中核市へと移行いたしました。これにより柏市は全国で 58 番目、県内では 2 番目の中核市となり、一般市に比べて多くの事務が権限移譲されたことで、住民に身近な行政サービスを市がより総合的かつ迅速に提供できる体制が整えられたところでございます。合併時に策定いたしました新市建設計画に基づき、旧沼南町地域のみならず合併後の地域全体を対象に都市基盤整備の推進、地域産業の活性化・育成、教育・文化の振興、安全・安心の確保、地域コミュニティの充実など重点的に取り組むべき事業を定め、合併特例債約 273 億円を活用することで合併に係る事業が推進され、その大部分が完了したものと承知しております。事業の一例ですが、旧沼南町地域では、道の駅しようなんにおける新たなシンボル、てんとの整備が挙げられます。この整備により多くの来訪者を迎えることが可能となり、同施設は本市を代表する観光拠点として成長しております。また、柏市産農産物や地元グルメに触れられる場としても高い評価をいただいており、豊かな自然と田園風景が残る地域の魅力発信拠点として重要な役割を果たしております。このように合併を契機として従来の旧柏地域が持つ商業都市としての特性や都市近郊の住宅地としての特性に加え、旧沼南町地域の豊かな自然、田園景観が加わり、豊かな水と緑に囲まれ、多様性に満ちた活力あふれる中核都市が実現してきたものと認識しております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 企画部長。

〔企画部長 小島利夫君登壇〕

○企画部長（小島利夫君） 私からは柏、沼南合併 20 年に関する御質問のうち合併 20 周年に関する認識、旧沼南町の名称の継承について、旧沼南町地域のまちづくりにおけるこれまでの対応の 3 点についてお答えいたします。初めに、合併 20 周年に関する認識についてです。先ほど市長からも御答弁申し上げましたが、旧柏市と旧沼南町は平成 17 年 3 月に合併し、現在の柏市が誕生いたしました。これにより新市建設計画の下、住民の活動圏に対応した一体的なまちづくりが進められるとともに、地方分権を踏まえた行財政基盤の強化が図られてまいりました。

そのような中、昨年度合併20年とともに市制施行70周年を迎えました。議員御指摘のとおり、合併を祝福する特段の取組は実施しておりませんが、旧柏市と旧沼南町との合併は市制70年の歴史にとって大変大きな出来事であったと認識しております。昨年度本市では市制70周年を記念した様々な催しを開催いたしましたが、このキャンペーンにおいて柏市のブランドスローガンである「つづくを、つなぐ。」を掲げ、その取組の一例として市内70か所でカシワの木の記念植樹を行い、旧沼南町の各所にも植樹がなされました。旧沼南町を含む市域全体で一つの柏市を強調することにつながり、新たな柏市としての門出を記念できたものと考えております。次に、沼南の名称の継承についての御質問についてです。昭和30年に風早村及び手賀村が合併し沼南村となり、その後昭和39年に沼南町となりました。旧沼南町の字には沼南とつくものがないことは承知をしております。一方で、旧沼南町である本市の東部地域は、豊かな自然と田園風景が広がり、本市の観光資源の多くがこの地域に集中しています。中でも道の駅しようなんは、この地域を代表する観光拠点の要となっており、千葉県内でも上位の入り込み客数を誇り、地名を印象づけることに大きく貢献しているものと考えております。また、手賀の丘公園内のアウトドア施設、RE CAMPしようなんも比較的新しい施設ではございますが、沼南の名称を掲げる観光拠点として特に来街者に沼南の名称を印象づけることに寄与しているものと考えております。こうした地域の観光資源を生かしつつ、今後とも沼南の名称を継承してまいりたいと考えております。最後に、旧沼南町地域のまちづくりにおけるこれまでの対応についてです。合併に伴い平成16年5月に柏市・沼南町合併協議会において新市建設計画を策定し、合併後の新市における一体性を確立するための事業、均衡ある発展を進めるための事業、住民福祉の向上を図るための事業を実施してまいりました。その一例につきましては、先ほど市長より御答弁申し上げたところですが、その中で手賀地区における取組といたしましては、地域のコミュニティ機能を強化するため手賀近隣センターを整備したほか、地域の特色である農業や水辺といった強みを生かし、地域外との交流を促すため、わしのや農業交流拠点の整備や手賀沼フィッシングセンターの拠点整備を行っております。また、交通に関しては、自家用車の利用が主となる地域であることを踏まえ、予約型相乗りタクシー、カシワニクルを運行させ、交通手段の確保に取り組んでまいりました。いずれにいたしましても、第六次総合計画の基本的な目標として地域の個性が輝くまちへを掲げており、旧沼南町の個性である豊かな自然やこれに起因する観光資源を強みとしてより魅力的な地域としていけるよう、また安心して住み続けられるまちとなるよう取り組んでまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） こども部長。

[こども部長 依田森一君登壇]

○こども部長（依田森一君） 私からは、市長の政治姿勢の御質問のうち（仮称）柏市こども計画についてお答えいたします。本計画は、第3期柏市子ども・子育て支援事業計画などの個別計画策定時に実施したニーズ調査等の子供、若者、子育て当事者からの御意見も勘案して計画策定を進めており、併せて今年度についても様々な媒体を通して複数回の意見聴取を行う予定しております。一方で、御指摘のとおり、計画策定のプロセスそのものに参画いただく機会も必要であると考えております。このため、附属機関である柏市子ども・子育て会議に若い世代の委員を委嘱し、計画策定に直接関わっていただく形にしたほか、計画策定後についても子供、若者の声を継続的に伺い、必要に応じて取組に反映していく体制を構築していきたいと考えております。また、策定スケジュールについては子供、若者からの意見を十分に踏まえた

計画とするためにパブリックコメントの時期を後ろ倒しにするなど、全体のスケジュールを再構築する方向で検討しているところです。最後に、関係部署との連携についてです。計画の策定に当たっては、生涯学習部に限らず保健、福祉、教育など府内の様々な関係部署と連携しながら進めているところです。今後計画の推進においても部局横断的な取組につながる推進体制を構築するなど府内の連携を一層強化し、相互の役割分担や連携を明確にし、こどもまんなか社会の実現に向けて取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 生涯学習部長。

〔生涯学習部長 宮本さなえ君登壇〕

○生涯学習部長（宮本さなえ君） 私からは、市長の政治姿勢についての御質問のうち柏市子ども・子育て支援複合施設TeToTeについて、特に中高生の広場に関する御質問3点にお答えいたします。まず、中高生の広場が自己肯定感や自己有用感を得られる場として機能しているかとの御質問ですが、中高生の広場は11月末時点で登録者約5,800名、延べ約4万2,000名と多くの中高生に御利用いただいております。本施設が多くの中高生に御利用いただいている理由の一つとして、柏駅前という利便性の高い立地で交通アクセスがよく、通学帰りにも立ち寄りやすい点が挙げられます。利用者はスタッフによる緩やかな見守りの下、安心して友人やスタッフとの会話を楽しんだり、自習の合間にボートゲームをしたりと、それぞれが思い思いに過ごしている様子が見られます。また、利用者の中には、大学生ボランティアやスタッフと協力して折り紙やボードゲーム、歴史や文化など好きなことを題材にした座談会を自ら企画するケースも出てきており、学校や学年を超えて利用者同士が交流し、自分たちのやりたいことを実現できる場にもなりつつあると考えております。このような状況を鑑みると、中高生の広場が自己肯定感や自己有用感を得られる場として一定の役割を果たせているのではないかと考えているところですが、引き続き利用者の声や利用実態を踏まえながら、より一層安心して自分らしく過ごせる環境づくりに努めてまいります。次に、ユースワーク機能の必要性に関する御質問についてお答えいたします。ユースワーク機能、すなわち子供たちに寄り添い、その声を聞き、主体的な行動を後押しし、成長を促す取組でございますが、現在中高生の広場には児童施設構成員の任期付短時間勤務職員が3名、会計年度任用職員が3名、事務補助員の会計年度任用職員が4名、合わせて10名のスタッフが従事しているほか、大学生ボランティア18名が運営に携わっており、利用者への声かけをはじめ気軽に会話をしたり、時には悩みを聞いたり、一緒にゲームをするなどして交流を図っております。利用者の個性に合わせ、時間をかけて関わりながら、一人一人の主体性を育む活動に取り組んでおります。運営スタッフは、ユースワークに高い知見と実績を持つ都内のNPO法人から子供の主体性を育む上で求められる接し方や注意点に関する研修を受講しているほか、こども家庭庁が主催する子供の意見を聞くスキルを身につけるファシリテーター養成講座に参加するなど、ユースワークにおけるスキルの向上に努めているところです。また、利用者が主体的に居場所づくりに関わる取組として、月1回利用者と運営スタッフによる運営委員会を開催しており、利用者自身が運営ルールやイベントなどを考え、議論する場となっております。運営委員会のメンバーは随時募集をしており、よりよい居場所づくりに興味を持った利用者がいつでも話合いに参加できるようにしております。こうした取組は、子供たち自身が施設の運営に関心を持ち、自らの居場所としての意識を高める機会になると考えております。最後に、官民の枠を超えて、子供の居場所づくりに関わる多様な主体が有機的につながることが重要ではないかとの御質問ですが、市内ではTeToTe内

の3つの広場や児童センターだけでなく、ふるさと協議会や市民団体が運営するものなど、様々な主体によって子供の居場所が運営されています。また、令和8年度に開設を予定している（仮称）こども・若者相談センターにも新たに子供の居場所を開設する予定です。こうした多様な主体がそれぞれの特色を生かした運営を行うとともに、官民の枠を超えてつながることで、子供や若者にとっては自らのニーズに合う居場所の選択肢が増え、それらの場所での多様な経験や様々な人々との交流を通じて自己実現の可能性がより広がっていくものと考えております。中高生の広場では、これまで利用者向けの事業を通じて大学や民間企業との連携は進めてきておりますが、今後はほかの主体が運営する居場所との連携も視野に子供、若者のニーズに対応した居場所づくりを進めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 都市部長。

〔都市部長 坂齊 豊君登壇〕

○都市部長（坂齊 豊君） 私からは、北柏駅周辺のまちづくりの御質問について、北口駅前的一体的土地活用事業についてお答えいたします。北柏駅北口駅前で進めている一体的土地活用事業につきましては、土地区画整理事業で整備した約1.4ヘクタールの駅前商業街区について、子育て機能が充実した生活に便利で憩えるエリアとして活用することを目的にスタートした事業でございます。この事業を進めるに当たっては、市を含む商業街区の権利者間で協議を行い、北柏駅北口のにぎわい創出への思いを共有し、運営組織の結成に至ったもので、令和4年2月にプロポーザルによる事業者選定を行い、大和ハウスリアルティマネジメント株式会社を事業者として決定しています。その後調査、設計を経て、令和6年12月から施設整備に着手し、現在順調に工事が進められております。事業者の募集に当たっては、プロポーザルの応募条件として食料品の売場面積が1,000平方メートル以上であること、子育て世代に必要な子育て関連施設があることを条件にしたところ、スーパーマーケットや子育て関連施設として民間保育園及びまちライブラリーが事業者から提案され、運営組織でこれを選定しております。事業者から提案のありましたまちライブラリーとは、本を通じて人と出会うまちの図書館として運営される民間施設であり、議員お示しのとおり、市内では初めての施設として開設されるものでございます。まちライブラリーは、北柏駅の北口駅前広場に隣接して建築される商業施設の2階に整備され、本の貸出しには初めに有償の会員登録が必要となるものの、施設の開館中であれば子育て世代をはじめ、近隣にお住まいの方や通勤、通学途中の方など誰もが自由に利用することができます。一体的土地活用事業で整備される各施設のオープン時期につきましては、各テナントの内装工事やオープン準備の関係から令和8年4月以降に順次オープンする予定であり、まちライブラリーにつきましても同様に令和8年4月以降オープン予定と報告を受けております。市では、一体的土地活用事業により北柏駅周辺の利便性向上やにぎわい創出につながることを期待しており、これと併せて北柏駅北口土地区画整理事業や南北自由通路整備事業を推進することで、北柏駅周辺エリアの活性化に取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 土木部長。

〔土木部長 内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君） 私からは、まちづくりについて3点お答えいたします。初めに、柏の葉の自動運転バス実証実験についてお答えいたします。現在柏の葉地域で行われている自動運転バスの実証実験は、今後の人口減少社会への対応や近年のバス運転手不足への対応を見

据え、運転手を必要としない、いわゆるレベル4による自動運転バスの実用化を目指しております。令和元年度より運転手が同乗するレベル2での実証運行を継続しておりますが、駐停車両がある場合には運転手が運転操作に介入せざるを得ない手動介入の状況が多く発生しております。こうした課題の解消のため、昨年度より走行環境の改善効果を検証する実証実験を行っており、昨年度の実証実験では手動介入の発生頻度が減少するなどの効果が確認されております。このため、今年度も自動運転バスを安全かつ円滑に走行させるため、走行経路を示す緑色のカラー線や路面標示の設置などの道路改良を行い、現在は実験の効果を検証するために走行データを収集している段階です。なお、この緑色のカラー線は、自動運転バスの走行経路を表示するもので、他の通行車両が自動運転バスの走行を認識することにより注意喚起や路上駐停車両の抑制といった効果を意図したものです。今後は、収集したデータを基に自動運転バスの走行円滑性や運転手の手動介入にどのように影響があるのかを評価、検証していく予定です。この実証実験に関する事前周知につきましては、周知用ポスターを作成し、柏の葉キャンパス駅周辺の住民組織等で構成される柏の葉まちづくり協議会での共有や関係町会等に案内チラシを回覧するとともに、周辺の近隣センター等での掲示、報道機関へのプレスリリース、SNSによる情報発信等を行いました。しかしながら、緑線の設置後に通行する運転手の方から様々な御意見をいただきしております。有識者による事前のシミュレーションは行ったものの、運転手の視点に立って、誰にでも意図が伝わる状況には至らなかつたと認識しております。今後地域住民等へのアンケート調査を実施する予定でありますので、いただいた御意見を今後の施策展開に生かしてまいります。なお、レベル4自動運転に向けた進捗につきましては、令和7年8月29日に車両の認可を取得し、11月12日にレベル4運行計画の許可、12月9日に営業運行の許可を取得しました。こうした経過を経て、令和8年1月より実証実験ルート内的一部区間にてレベル4自動運転を開始する予定です。次に、バルブアウト横断歩道についてですが、これは歩道を車道側に拡幅し、歩行者が横断待ちをするせり出し部を設けることにより、走行する自動運転バスが横断する歩行者を検知しやすくする利点がございます。これにより円滑な減速、停止が期待でき、自動運転バスの安全性の向上に寄与することが昨年度の実験において確認されております。一方で、歩道のせり出しにより歩行者、自動車、自転車の接触リスクが増えるといった安全上の懸念もございます。したがって、一般道への導入に当たっては、これらの課題を解消する必要があると考えております。次に、新市建設計画道路と柏五小通学路の安全対策についてお答えいたします。新市建設計画道路事業内のうち柏ふるさと公園付近の進捗状況ですが、これまで未整備区間の地権者と交渉を行っている中で移転先における移転計画協議が調わないため、現在も用地の取得には至っておりません。当事業は平成17年度の事業の開始以来長期間を要していることから、関係機関とも協議の上、引き続き用地の取得に努めてまいります。次に、柏第五小学校の通学路の安全対策について。御指摘の開智国際大学入り口交差点を含む戸張街道は、児童の利用をはじめ高校、大学が隣接しており、通勤、通学時の交通量が多いため、安全対策が必要であることは認識しております。これまでに通学路を示すグリーンラインや路面標示の設置、車両の速度抑制を啓発する看板を設置するなど、安全対策を実施してまいりました。また、国道16号線戸張入り口交差点部分に右折レーンや隅切り、歩道設置といった改良工事を実施し、安全性の向上に努めてきたところです。議員御質問の地域と保護者、高校生の取組があることは認識しております。地域の声を聞きながら今後もできる安全対策について、教育委員会と連携しながら取り組んでまいります。次に、初石駅の橋上化に関する御質問

についてお答えします。東武アーバンパークラインの初石駅は流山市に位置する駅ですが、近接する本市の西原地域をはじめ、多くの近隣住民が利用する日常生活に欠かせない重要な交通拠点と認識しております。同駅の橋上駅舎及び自由通路は、明日12月13日に竣工式典、21日に供用開始される運びとなり、多岐にわたる効果をもたらすものと期待しているところです。これまで初石駅では改札口が西口に限定されていたため、本市側の東側からの利用者は駅にアクセスする際に一度踏切を横断し、西口まで迂回する必要があり、特に朝夕の混雑時は大きな負担となっていました。橋上駅舎及び自由通路の供用開始後は、駅東口に直接アクセスすることが可能となります。このため、東側からの動線が大幅に改善され、駅までの移動時間が短縮するなど、利用者の利便性が向上するものと考えております。また、踏切事故リスクが軽減するほか、これまで西口側に集中していた駅利用者が東西に分散されることで、特に朝夕の通勤、通学時間における駅周辺の混雑緩和にも寄与するなど地域の安全、安心で快適な生活環境の構築につながるものと考えております。今後も市民が利用する駅などの交通結節点の利用環境の向上に努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 学校教育部長。

〔学校教育部長 平野秀樹君登壇〕

○学校教育部長（平野秀樹君） 私からは、まちづくりについてのうち柏五小通学路の安全対策についてお答えいたします。議員から御意見がございました地域や保護者と日体大柏高校の生徒が連携した交通安全の取組につきましては、市教育委員会も承知をしているところでございます。御指摘のありました当該道路においては、柏第五小学校からも通学路の危険箇所として意見が上げられており、警察や道路管理者、市教育委員会等をメンバーとする柏市通学路交通安全対策推進会議により、それぞれが実施可能な安全対策を行ってきているところでございます。市教育委員会といたしましては、引き続き町会や地域の関係者から幅広い御意見をいただきながら、子供たちが安全に安心して通える通学路の整備に努めてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 第2問、福元愛さん。

○3番（福元 愛君） 御答弁ありがとうございます。まず、柏、沼南合併20年について伺います。柏と沼南、沼南の中で風早北部と南部、そして手賀、地域格差の問題からちょっと目を背けるべきではないかなというふうに思います。合併から20年たちましたが、これから先のことを考えると、今のうちから準備しなければ今後の厳しい状況を回避することは難しいのかなというふうにも思います。最近では、鷺野谷の体験ツアーなど、民間の方だと思いますけれども、そういった企画など、交流人口の増加につながるような新しいチャレンジも生まれ、期待感を持って注目しているところでございます。今そこで暮らしている人たち、そういった人たちを見殺しにしないためにも、行政はそういった地域に対してしっかりと手を差し伸べる必要があるのかなというふうに強く思います。具体的にどのような寄り添いと地域支援が今後できると考えますでしょうか、お願いします。

○企画部長（小島利夫君） お答えいたします。第六次総合計画におきましては、基本的な計画の中で居心地のよいまちへというものを掲げております。これは、子供からお年寄りまで様々な人々に対して安心して年齢を重ねていくことができるまちを目指しております。具体的な施策につきましては、今これですということは申し上げられませんけれども、地域の課題を適切に捉えまして対策を講じてまいりたいと思います。以上です。

○3番（福元 愛君） 合併から20年ということで、まずは柏市ということで中核市になりましたし、大きくなりましたので、その一体感というか、そういうところで進んできた20年なのかなというふうに思います。ただ、やっぱりこれから先、それぞれの地域によって全く本当に状況違うと思うんですね。私も北部の端っこのはうに住んでいる者ですけれども、本当に柏の中心部と違うなということで日々暮らしております。そういう点では本当に地域ごとに全然違う状況がございますので、そういうところをしっかりと分析いただきまして、寄り添う施策というものを進めていっていただきたいなということを切に願います。よろしくお願ひいたします。では、（仮称）柏市こども計画について伺います。子供の人口も向こう10年増える見込みの柏市ではございますが、これまでの子育て支援とは別次元のものとして子供から若者世代までに対する施策というのがこれから非常に大事かなというふうに考えます。本気で取り組まなければならないというふうに思います。基礎自治体における機能はもちろんのですが、正直言ってこれまであまり注力してこられていない若者世代に対して重点的な取組というものが必要になるかなというふうに思いますが、中核市として県に準ずる役割を果たしていくべきと考えます。今回、こども計画について審議の場である子ども・子育て会議、そちらのはうに生涯学習部長の名前はなくて、全く出席されていらっしゃいません。その理由について、まず御説明いただけたらと思います。

○こども部長（依田森一君） 子ども・子育て会議ということですけれども、こちら子ども・子育て支援法に基づいて設置された審議会ということになっておりまして、当該審議会の所掌事務に基づきまして計画の策定を諮問しております、これまでの審議会の運営状況からこども部が中心となって、外部委員からの専門的知見などを踏まえた御意見をいただいているところです。今後の審議の内容から生涯学習部を含む関係部署に出席を依頼する場合もございますので、必要に応じて関係部署と協議をして、適切な体制で審議に臨めるよう調整してまいりたいと考えております。以上です。

○3番（福元 愛君） これまでの形からリセットしていただけたらと思います。これまでやってこなかった若者世代に対する取組をしっかりと進めることができて大切なので、次からは生涯学習部長を確実に入れるようお願いします。要望とします。今般当事者の計画づくりへの参画が最も重要であるのに、その大切なことが抜け落ちているとの認識でございます。ヤングケアラー、自殺の対策などなど、いろいろあるわけとして、今回の計画素案を見る限り、極端な言い方をすれば虐待されている子供からではなくて、虐待する大人側からの意見を聞いているようなものではと感じざるを得ません。これは、ちょっと極端な言い方ですけれども。計画策定に当たっては、肝腎な子供、若者に意見を聞く、声を聞くということが大事なんですが、そういうことをしていらっしゃいますでしょうか。

○こども部長（依田森一君） お答えいたします。御意見ということですけれども、令和7年3月にこども部関連、子供関連で計画を3つ策定しております、その中でもお子さんの意見であったり、子育ての当事者であったり、そういう方からも御意見も伺っております。また、今回計画策定に当たりまして本年7月にTeToTeの利用者を対象にアンケート調査を実施しております。また、今後行う意見聴取としましては、中学生から大学生までを対象としましたこども家庭庁と共同で行う意見聴取を行うほか、市内小中学校に対してアンケートを実施する予定でございます。また、教育委員会のほうでも教育振興計画を策定しておりますので、そちらでもお子さん方の意見も聞いておりますので、そういうものも計画の中で参考として

取り入れていきたいというふうに考えております。以上です。

○3番（福元 愛君） ありがとうございます。今月また審議会があるわけですけども、そこでパブコメ案を提示するという当初のスケジュールでございましたが、そちらについては再構築ということの認識ですけども、今回策定をするということで、現時点でいつ頃をめどに考えているのでしょうか。

○こども部長（依田森一君） お答えいたします。先ほども再構築ということで申し上げたんですけれども、一応こちら私どものほうは子ども・子育て会議のほうにこども計画について諮問している立場ということもありますので、まず会議で諮らせていただいて、適切な時期、会議の回数も含めて考えて、御提案をするような形になろうかと思います。以上です。

○3番（福元 愛君） では、現時点でいつ頃というめどは特になく、当初は今年度大体固まる予定でしたが、例えば次年度ということとも言い切れず、どの程度の見込みというか、ちょっと教えていただけたらと。

○こども部長（依田森一君） スケジュール感というところですが、一応先ほど申し上げましたこども家庭庁との共同の実施する事業でございますが、こちらは1月に実施することになります。当然1月にやることになりますので、その意見聴取したものを踏まえてパブコメ案を提出するという形になりますので、その関係を含めますとちょっと年度内はかなり厳しいものとなると見込んでおりますので、来年度に入ってしまうかというふうに考えております。以上です。

○3番（福元 愛君） 来年度でも十分に時間ないと思いますので、今年度ではなく来年度ということで、まず急ぐ理由があまりよく分からぬというか、私には理解できないので、来年度といつても来年の4月なのか、10月なのか、それとも年明けなのかで全く全然違うと思いますので、ちょっと急ぐということより中身をしっかりと議論して進めていただきたいかなというふうに思います。パブコメなんですけども、子供向けにも実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○こども部長（依田森一君） お答えいたします。パブコメも含めまして子ども・子育て会議でちょっと諮っていきたいというふうに考えております。以上です。

○3番（福元 愛君） 諮って、子供向けにも実施していただけたらと思います。要望とします。パブコメ含めて今回のこども計画の流れがほかの審議会などにも影響するのかなと。つまり今後もっと多様な場面に子供が参画すべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

○こども部長（依田森一君） お答えいたします。先ほどもこども家庭庁との共同事業ということで実施することもございます。また、先ほど生涯学習部長もお答えしていますけれども、ファシリテーター養成講座ということで、子供からの意見を聴取するような、そういう人材も今後育てていって、そういうものを充実させていきたいというふうに考えております。以上です。

○3番（福元 愛君） 令和5年施行のこども基本法の基本理念において、全ての子供について自己に直接関係する全ての事項に関する意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会が確保されるということが示されています。そういうことをしっかりと鑑みて、柏市も進めさせていただけたらと思います。よろしくお願いします。柏市こども・若者相談センター、いわゆる児相の役割がちょっと案のほうから読み取れないのですが、その点を教えてください。

○こども部長（依田森一君） 最初に10月27日に子ども・子育て会議で出させていただいた素

案でございますが、そちらの趣旨としましては、中身の章立てと枠組み、そういういたものをまずお示しして、形をつくった上で内容を充実させていくという考え方で進めてきておりますので、今後お示しする案の中でその部分も含めてお示ししたいと考えております。以上です。

○3番（福元 愛君） これから新しい事業になります。中核市として期待感持ってつくられる施設なので、やっぱりそれをしっかりと入れないといけなくて、それが入っていなかつたので、びっくりしたのですけれども、やろうとしていることは全て計画に書くべきと私は考えます。要望とします。よろしくお願ひします。では、TeToTeについて伺います。TeToTeなのですが、ところで送迎保育ステーションについて開設当初の見通しと現在の利用状況はいかがでしようか。また、質を担保しながら稼働効率を上げていく方策を今後どう打っていく考えでしようか。

○こども部長（依田森一君） TeToTeでございますが、1階から5階まで施設ございますが、今現在ですと月に大体1万2,000人から1万3,000人ほどの方たちが御利用いただくという形で、随分その辺は安定してきたのかなと思っております。また、10月からこども誰でも通園制度を実施されておりまして、ちょっと相乗効果で一時預かりのほうも増えているといった形になっております。また、各階でやっぱり連携といいますか、1階の例えば遊びの広場がたくさんで入れないといった事情がございましたら、4階のほうの本の広場に行ったりとか、相互利用するような形になって、大分利用のされ方がいろいろなものになってきているなというふうに考えております。以上です。

○3番（福元 愛君） この事業が子供ファーストの運用となっているか改めて検証をお願いしていただけたらと思います。中高生の広場のほうになりますけども、ユースワーカーということで触れましたけども、文京区青少年プラザのb—1a bでは、特定のユースワーカーの色に染まらないようにスタッフの任期を定めて、人の入替えをしていると聞いています。その点についていかがでしようか。

○生涯学習部長（宮本さなえ君） お答えいたします。TeToTe、中高生の広場、まだオープンして1年というところで、今すぐに積極的にスタッフの入替えをしようというよりも、まだ施設をつくっている段階というふうに考えております。ただ、大学生キャストと呼んでいるんですが、大学生ボランティアにつきましては年の近い者同士で非常に気軽に話ができる、重要な役割を担っていただいているのですが、彼らにつきましてはやっぱり固定することがないようにある程度期間を区切って、新しいスタッフに参画していただくような取組をしているところでございます。以上です。

○3番（福元 愛君） ありがとうございます。TeToTeが学校の枠組みを超えて、今後例えば学校の探究活動とか、そういういたもののきっかけになるような、そういう拠点になったらいいなということを考えますので、いろいろな取組を通して事業を進めていくだけたらと思います。よろしくお願ひします。

北柏駅周辺のまちづくりについて、根戸新田跨線橋については10月11日の周辺町会の関係者による意見交換会に私も同席したのですが、今回の選択は現時点では地域の現実的な判断かなというふうに理解しております。今後は車が通れないという制約が生まれまして、歩行者優先というか、歩行者の安心、安全を第一にルールを変えることになるのですけれども、今回この件を今後建設的に進めるためにも、歩いていて楽しい気分が味わえる、子供も大人も親子もカップルも跨線橋通ってたたずむ時間を味わうことのできるような仕掛けづくりが大変有効だと

考えます。遠くには富士山も眺められますし、常磐線を見下ろすのもよいですし、地元から親しまれるような工夫の検討を進めてみてはいかがでしょうか、御見解をお願いします。

○土木部長（内田勝範君） お答えします。跨線橋につきましては、まず4輪を通行止めにするという形で、利用状況を見ながら安全確保を第一に考えて、議員御提案のそういういたらしい仕掛けづくりについては関係部署とそういういた可能性について協議して、検討してまいりたいと思います。以上です。

○3番（福元 愛君） もう時間になりましたので、本日はこれで質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（坂巻重男君） 以上で福元愛さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

○

午前11時開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、田中晋さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

[33番 田中 晋君登壇]

○33番（田中 晋君） 公明党、田中でございます。太田市長の2期目がスタートいたしました。施政方針でも述べられたように、これまで以上に市民の皆様の声に耳を傾け、丁寧で開かれた市政を進めて、柏市に関わる一人一人が思いを実現できるまちを早期に実現できるように、これまでの政策をさらに前進させていただくことを期待しております。

それでは、質問に入ります。初めに、物価高騰対策について伺います。新たな経済対策の裏づけとなる今年度の補正予算が昨日衆議院本会議で採決が行われ、賛成多数で可決され、参議院に送られました。この国の物価高騰対策では、電気、ガス代の補助を再開し、5,000億円を投じて、来年1月から3月の3か月間一般家庭で計7,000円程度の支援を行うようございます。また、自治体独自の物価高対策に柔軟に活用できる重点支援地方交付金について、2兆円を計上いたしました。国のはうから重点支援地方交付金推奨事業メニューが示されておりますけれども、柏市では生活支援、事業者支援、どのようなことを考えておられるのか、お伺いいたします。柏市では、11月下旬から12月中旬にかけて非課税世帯におこめ券を配布いたしておりますところでございますが、非課税世帯の支援をするのは理解できるけれども、我々、中、高、大学生の食べ盛りの子供を抱える世帯にも何らかの支援を考えてもらいたいといった市民の方々からの声も届いております。こうした中間層の方々の支援も考慮すべきと考えますけれども、柏市のお考えをお伺いいたします。次に、柏駅東口再整備についてお伺いいたします。広報かしわ12月号の市長のスマイル通信の中で、この再整備は柏のこれから約50年が決まる大変重要な事業だと。柏駅前が多くの人々に親しまれ、これからもにぎわいの中心として価値ある場所であり続けるために地権者や商業者の皆様と共にこの半世紀に1度の大事業に全力で取り組んでまいりますと述べられております。旧そごう柏店本館の解体工事も1年後の来年冬には終了し、この土地の引渡しを受けて、柏駅前再整備に着手する予定となっておりますけれども、グランドデザインがいまだ決まっていない中で地権者や商業者等の関係者との協議、どのようになっ

ているのか、現状と今後の見通しについてお伺いいたします。次に、自治体DXについてお伺いいたします。自治体DX、トランスフォーメーションの目的、それはデジタル技術を活用して住民サービスの向上と業務の効率化を実現することで、その領域については主に住民サービスのデジタル化、あるいは行政内部の業務のデジタル化、そしてデータの活用、そして情報システムの標準化、共通化の4つが挙げられるというふうに思われます。自治体DXで得られる効果といたしましては、業務の効率化がなされることによって人手不足への対応が図れると言われておりますけれども、実際柏市でこうした効果が現れているのか、現状と取組についてお伺いいたします。質問の2点目は、データの活用についてでございますけれども、柏市では住民ニーズの分析、あるいは災害、交通、人口動態などAIを活用した予測などデータを活用した取組があれば、お示しをいただきたいというふうに思います。続きまして、ごみ減量についてお伺いいたします。広報かしわ12月号にごみ収集現場レポートの記事が掲載をされておりましたので、大変興味深く読ませていただきました。市町村が行う一般廃棄物処理の流れといたしましては、まず家庭、事業者が分別をして、ごみの集積所へ持っていく排出作業があり、それを収集し、清掃工場に運搬する作業があります。そして、清掃工場では焼却、破碎、選別などの中間処理が行われ、焼却後の灰は最終処分場に運ばれ、そのほかにペットボトル、缶、瓶、雑誌、段ボール、古着等の再資源化など多岐にわたります。質問の1点目は、この排出作業のごみ出し困難者支援収集の件でございますが、柏市清掃事業概要によると令和4年度は280件、令和5年度は409件、そして令和6年度は550件と毎年増えている状況でございます。恐らくこれから先毎年増え続けていくのではないかというふうに思われますけれども、このことについてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。質問の3点目は、収集運搬作業についてでございますが、柏市の現状は今直営収集が約2割、そして委託収集が約8割というふうに伺っておりますが、委託業者に対して適正な労務費が支払われているのかをお伺いいたします。そして、質問の3点目ですが、可燃ごみについてでございます。広報かしわの12月号の記事にもございましたが、市民1人が年間に捨てるごみの量はおよそ200キロ、その中で最も多いのが可燃ごみで130キロ、その中には本来可燃ごみではないものがおよそ20%含まれていて、そのうち9割近くが資源品、容器包装プラスチック類のようございます。令和6年度、柏地域では資源ごみがおよそ5億5,000万円の収入になったようでございますが、可燃ごみと資源ごみの分別の協力の徹底についてお伺いいたします。次に、高齢者施策についてお伺いいたします。認知症高齢者の推計人数は600万人を超えており、軽度認知障害の高齢者は約400万人と推計されております。さらに、判断能力が不十分と認知されている精神障害者、あるいは知的障害者を含めると、全国で約1,200万人に上るというふうに推計をされております。全国的に課題となっているのがこの身寄りのない認知症高齢者への対応でございますが、柏市ではこうした方々へどのような対応をされているのか、現状と課題についてお伺いいたします。質問の2点目は、この認知症高齢者の増加は社会的課題となっており、これに伴い成年後見人の需要も一層高まるというふうに見込まれております。特に市民が後見人として活動する市民後見人制度でございますが、地域に根差した支援体制の強化に資する有効な手段であり、その活用促進が求められております。柏市でも、平成24年度から市民後見人養成講座を開設し、令和7年10月末現在で市民後見人候補者名簿には54人の方が登録をされており、17人の方々が市民後見人として活動されていると認識しております。市民後見人制度の活用促進に向けた柏市の取組状況と今後の方針についてお伺いいたします。次に、ワクチン接種についてお伺いいたします

す。H P Vワクチンについては、平成25年に積極的勧奨が一時的に差し控えられた影響により、接種率が大幅に低下いたしました。令和4年度に積極的勧奨が再開をされ、各種啓発が行われてきたものの、令和6年度末時点での定期接種最終学年、高校1年生の接種率は約50%にとどまっており、依然として低い状況にございます。接種率を一層向上させるためには、対象となる小学校6年生から高校1年生への確実な情報提供が重要と思われますが、特に女子定期接種対象者全員に対する毎年の個別通知が最も効果的な周知手段として望まれます。柏市として、さらなるH P Vワクチンの接種率向上に向けた取組についてお伺いいたします。質問の2点目は、R Sワクチンについてございます。来年4月から定期接種化が決まったようございますが、接種の対象や今後のスケジュールについて、お答えできる範囲で構いませんので、お示しいただきたいというふうに思います。次に、奨学金の返還支援についてお伺いいたします。前議会でも我が会派の小川議員が取り上げておりましたが、若者世代を中心に奨学金返済の負担を軽減してほしいとの声が数多く寄せられており、とても関心の高い事案でございます。国会でも衆議院予算委員会で我が党の岡本政調会長が従業員の返還を企業が肩代わりする代理返還制度の普及促進を要請しており、これに対して赤沢経済産業大臣からは経産省としても周知を進めているとの答弁がございました。しかしながら、活用している企業は全国で約4,300社程度、仕組みを知っている経営者がほとんどないというのが実情でございます。企業側にとっても人材の確保、定着につながるほか、肩代わりした額に応じて法人税を減らせるメリットがございます。広く認知されるようさらなる周知の取組が必要と思思いますけれども、現状と課題、今後の取組についてお伺いをいたします。次に、教員の長時間労働についてお伺いいたします。経済協力開発機構O E C Dが今年10月に発表いたしました2024年国際教員指導環境調査の結果によると、日本の中学校教員の1週間当たりの勤務時間はO E C D加盟国など55か国地域の中で最長であり、小中学校とも各国平均を10時間以上も上回っていたようでございます。文科省は、今年6月に成立をいたしました改正教員給与特別措置法を踏まえて教員の働き方改革を促す指針を改正し、学校や教員の業務を学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、そして教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務に分けた上で全国の教育委員会に対し業務負担の見直しなどを進める計画策定を求めております。部活動の地域移行もその一つでございますが、保護者からの過剰な苦情への対応について学校以外が担うべき業務に位置づけられており、業務に支障が出て、疲弊する教員の負担軽減につながることを期待しております。奈良県天理市では、昨年度教員に代わって校長O Bや、あるいは心理士等が保護者からの相談を受け付ける窓口を開設し、今年の6月末までの相談件数は延べで857件に上っております。教員の長時間労働軽減に向けた取組について柏市の現状と課題、そして今後の取組についてお伺いいたします。次に、遠隔手話通訳についてお伺いいたします。119番通報した方々は、救急車が到着した際、隊員に対し体の症状や過去にかかった病気やけが、あるいはかかりつけ医の病院など口頭で伝えておりますけれども、一方こうしたやり取りを耳が不自由な方々は筆談を中心に行ってきたと思われます。やり取りも大変時間がかかり、うまく意思が伝わらないことへの心理的負担も大きいというふうに伺っております。また、聾者の中には、コミュニケーションの難しさから救急車を呼ぶことをためらう方もおられます。日頃から手話で会話する人が救急車を呼んだ際に救急隊員と円滑にコミュニケーションが取れるよう、柏市でも手話通訳者がビデオ通話で会話の間に入る遠隔手話通訳を取り入れることを検討すべきと考えますけれども、柏市

のお考えをお伺いいたします。次に、公園のリノベーションについてお伺いいたします。今議会の施政方針の中で、居心地のよい公園プロジェクトを開始しますと述べられておりましたが、どのような事業内容なのか、具体的な説明をお願いしたいと思います。質問の2点目は、公園はレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、そして環境の改善、防衛力、防災力の向上、生物多様性の確保など様々な役割を有しております、特に豊かな地域づくりに資する交流空間の提供が重要な役割となっておりますというふうにありました。ここで画面の提示をお願いいたします。この写真、これは千代田町公園のオレンジベンチでございます。次の写真お願いいたします。この写真のオレンジベンチは、地元の地域包括支援センターと地元のボランティア団体が都市部の公園緑地課の承諾を得まして、既存のベンチにオレンジ色のベンキを塗ったものでございます。画面戻していただきたいと思います。公園の役割の中にぜひ福祉の側面も加えていただき、リノベーションを行う際には今ある公園のベンチの2つに1つ、あるいは3つに1つでもよいので、オレンジベンチの設置をお願いしたいと思いますけれども、市長のお考えをお伺いいたします。以上で第1問終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 私からは、公園のリノベーションについてお答えをいたします。初めに、居心地のよい公園プロジェクトの事業内容についてお答えいたします。日頃私自身も市内の公園を訪れる中で、老朽化してさびてしまったフェンスや座ることをためらうような汚れたベンチを目にし、今のままでは公園を使う人の居心地も悪く、地域のイメージ低下にもつながってしまうと感じてきました。日頃よく使う身近な公園がきれいになれば、毎日がもっと心地よく過ごせるのではないかという思いを持っています。居心地のよさの感じ方は人それぞれではありますが、今回のプロジェクトでは安心、安全、くつろげる心地よさ、誰もが使いやすい、行きたくなる魅力の4つの要素を整理し、それらの視点から公園をリノベーションしてまいります。市内には大小様々な公園が約700か所ありますが、その中から手を加えなければいけない公園を抽出し、トイレやベンチなど老朽化した施設を改修し、元の近い状態に戻していくなど居心地のよさを感じていただく公園とするためにどのようなことができるか、効果的な手法は何かなどについて検討を進めてまいります。また、議員より御提案のありましたオレンジベンチに関しましては、認知症への理解促進と啓発を目的とした取組でございます。公園などに新たにベンチを設置するのではなく、取組の趣旨に御賛同いただいたベンチの管理者の承諾により、地域包括支援センターと認知症啓発活動を推進するボランティアが既存のベンチを認知症のシンボルカラーのオレンジに塗り替え、地域交流の場をつくるといった活動に取り組んでいるものと理解しております。公園のリノベーションについては、地域の方々の意見も聞きながら整備を進めていきたいと考えております。いずれにいたしましても、公園は身近な地域交流の場でもありますので、地域の皆様にとって利用しやすい、居心地のよい公園を目指してまいります。

○議長（坂巻重男君） 企画部長。

〔企画部長 小島利夫君登壇〕

○企画部長（小島利夫君） 私からは、物価高騰対策に関する御質問についてお答えいたします。現在食料品をはじめ電気、ガスなどの光熱費等、様々な分野において物価の上昇が続いており、市民の皆様の家計や市内事業者の経営などに大きな影響が生じております。このような

状況を受け、議員お示しのとおり、国において重点支援地方交付金の拡充が盛り込まれた新たな経済対策が昨日衆議院で可決されたところです。この交付金につきましては、生活者支援、事業者支援の観点から推奨事業メニューが国から示されておりますが、これまでも御答弁してまいりましたように、現時点においては自治体ごとの交付額が示されておらず、具体的な事業を選定できる段階には至っていない状況です。本市では、これまでにも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを財源として様々な支援策を実施してまいりました。令和7年度においては、おこめ券の配布のほか、上水道基本料金の減免措置や小中学校や保育施設等への給食費の助成など、市民や事業者の負担軽減に取り組んでおります。なお、おこめ券の配布事業につきましては、追加配分された約1億1,000万円という限られた財源の下、市民や事業者へ幅広く支援することが困難であったことから、物価高騰の影響をより強く受けている方に確実に支援を届けることが効果的であると捉え、住民税非課税世帯を対象とした事業として選定したものです。いずれにいたしましても、今後の物価高騰対策につきましては依然として先行きが不透明な状況を見据え、広く市民や事業者の実情に即した支援を実施できるよう引き続き事業の検討を進めてまいります。続きまして、自治体DXに関して業務効率化の取組と効果及びデータの活用についてお答えいたします。初めに、業務効率化の取組と効果について本市が実施している3点の取組を御説明いたします。1点目はRPA、ロボティック・プロセス・オートメーションの活用です。RPAとは、パソコンを使って職員が行う手作業をソフトウェアで自動化する技術であり、システムの入力や照合作業を職員に代わり行うものです。このRPAの実績ですが、かしわ健康アプリワニFitt事業における利用者の在住確認作業をはじめ、税や福祉部門における活用により今年4月から10月末までの7か月間で1,366時間の業務時間を削減いたしました。また、業務時間の削減だけでなく、職員の増員が不要となった事例も確認しております。2点目は公開型GIS、いわゆる地理情報のインターネット公開です。令和5年度に都市計画情報や下水道台帳図などの地図情報を柏市のホームページから閲覧できるようにしたことにより、市の窓口に来なくても必要な情報を閲覧できるようになりました。これにより、令和6年度の実績では上下水道局による窓口での下水道台帳販売件数が前年比で半減となり、また令和7年度中に窓口での販売サービスを廃止し、インターネットでの閲覧に完全移行することで窓口対応業務の削減を図ることとしております。3点目は、行政手続のオンライン申請です。昨年度実施したオンライン化による職員の事務効率に関する府内アンケートでは、約6割の手続で業務効率がよくなつたとの回答がありました。アンケート結果からは、効率化が進んだと回答のあった手続ほどオンライン申請率が高く、逆に効率が低いと回答のあった手続では申請率も低い傾向であることが分かっております。このため、引き続きオンライン申請率の向上を図り、さらなる業務効率化に取り組んでまいります。次に、データの活用についてお答えいたします。少子高齢化や地域課題の多様化が進展する中、限られた資源の下で効果的な施策を展開していくためにはデータを的確に活用し、住民ニーズの把握や業務の効率化を図ることが不可欠であると認識しております。これまでも企画部では住民ニーズの把握を目的としたアンケート調査における設問設計や集計、分析の支援、既存データを活用した課題の見える化など担当課と連携した伴走型の支援に取り組んでまいりました。今後さらなるデータ活用を推進していくためにはAIの活用も視野に入れつつ、まずは府内各課が保有する多様なデータを整理、統合し、分析に活用できる環境を整備することが重要です。あわせて、データ分析やAIに関する知見を有する人材の育成や外部の専門機関との連携体制の構築も必要であると

考えております。今後は、こうした環境整備を含めて段階的に検討を進め、全庁的なデータ活用に向けた体制の強化を図ってまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 都市部長。

〔都市部長 坂齊 豊君登壇〕

○都市部長（坂齊 豊君） 私からは、柏駅東口再整備に関する御質問についてお答えいたします。柏駅東口駅前再整備事業につきましては、これまで柏駅東口地権者会合において各ビルの地権者の方々との協議を重ね、先月7日には第11回目を開催したところでございます。これまでの地権者会合では、市街地整備に関する専門的知見を持つコンサルタントによる技術的検討を踏まえた建物配置案や整備イメージについての議論、スカイプラザ柏及び柏駅前第1ビルの各事務局において各ビルの地権者を対象に実施した再整備の検討に関するアンケートの結果の共有、柏駅前の商業環境や他都市における参考とすべき駅前商業施設などの事例について市が独自に各事業者へヒアリングを行った内容の共有など、各ビルの地権者と市が相互に情報共有を図りながら、忌憚のない意見交換を行ってまいりました。また、地権者会合と並行して各ビルではそれぞれ勉強会が実施されているほか、駅周辺のまちづくりについて視察会を開催するなど再整備への機運の高まりを見せております。今後は再整備に伴う各権利者の権利の取扱いや採算面の試算などをお示ししながら地権者の意向を集約していく段階に進んでまいります。柏駅東口駅前再整備に関する具体的な方向性について解体工事の完了時期を一つめどに示すべく、引き続き市民の皆様の声に耳を傾け、各ビルの権利者や鉄道事業者などの協議を進めていきたいと考えております。柏駅東口駅前が今後も人々のにぎわいにあふれ、選ばれるまちであり続けるために市が担うべき役割をしっかりと果たしながら、再整備事業に取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 環境部長。

〔環境部長 後藤義明君登壇〕

○環境部長（後藤義明君） 私からは、ごみの処理及び減量に関する御質問3点についてお答えいたします。初めに、ごみ出し困難者支援収集についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、令和2年10月の制度開始以降利用者は増加を続けており、近年は年間100件以上申請いただいている状況でございますが、高齢化が進む中、今後も利用者が増加していくものと予想しております。市としましては、現在収集車2台で収集を行っておりますが、申請数の増加に合わせて車両の増大のほか、担当職員の増員などが必要になるため、収集体制に不足が出ないよう対応してまいりたいと考えております。次に、家庭ごみ収集業務についてお答えいたします。本市における家庭ごみの収集業務は大部分を民間委託しており、民間業者なしではごみの収集業務が滞ってしまうため、民間業者が安定して収集業務を行うことが重要であると認識しておりますが、収集運搬委託の受託業者からは近年全国的に就職が売手市場となっている現状もあり、収集作業員の成り手不足が大きな課題になっていると伺っております。そのような中、収集運搬委託の受託業者へのサポートにつきましては、廃棄物処理法施行令において委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることとされており、委託契約に当たっては各種統計等を参考に人件費を算出するなど、業務に必要な体制整備が可能と考えられる設計額としております。今後も受託業者からの意見も伺いながら、市民の皆様が安心して日々のごみ出しができるよう安定的な収集運搬体制の維持に努めてまいります。最後に、可燃ごみの中の資源品の分別についてお答えいたします。御質問のありましたとおり、広報かしわ12月号の特集でリチウムイオ

ン電池の分別に関わる啓発のほか、資源品の分別等について掲載いたしました。その記事の中で資源品の売却が市の収入になり、市民サービスの向上につながることの説明や、ごみを減らし、限りある資源を有効に活用する3つのアクション、3Rの実践を呼びかけております。具体的な例としましては、生ごみについては水切り、食べ切り、使い切りのいわゆる3切りを、古紙については、特にお菓子やティッシュペーパーの箱などのいわゆる雑紙の資源化を、リユース、再利用の促進については連携協定を締結した民間事業者が運営する不用品の譲渡や買取りのウェブサイトの利用などを市民の皆様に促してまいります。また、各清掃工場に搬入される事業系ごみについては、家庭系と比較して県内でもごみ量が比較的多いほうであることから、大規模事業所に対する減量計画書の提出による指導や市のホームページを通じた啓発を強化し、ごみ減量に努めてまいります。今後も各広報媒体による啓発やイベント等による直接呼びかけの機会を通じて市民、事業者の皆様に分別の徹底と減量に向けた取組をお願いしてまいります。私から以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 吉田健康医療部理事。

〔健康医療部理事 吉田みどり君登壇〕

○健康医療部理事（吉田みどり君） 私からは、高齢者施策についての御質問2点にお答えをいたします。まず、1点目の身寄りのない認知症高齢者への対応と課題についてお答えいたします。認知症高齢者や高齢者単身世帯の急増が確実に見込まれる中で、金銭管理などの日常生活への支援や入院、入所の円滑な手続支援などが必要となる方が今後さらに増えると予想されます。そのため、相談支援体制の構築は重要な課題の一つであると認識しております。本市における身寄りのない高齢者支援の取組の現状といたしましては、声かけ訪問をはじめとした地域関係者と地域包括支援センターとの連携により、課題を抱える方の把握や見守りに努めているところです。また、現在国においては、全世代型社会保障構築を目指す改革の一つとして、2028年度までに身寄りのない高齢者への支援の実施について検討するとしております。具体的には、身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化、日常生活支援、入院、入所手続支援、死後の事務委任などを提供する第2種社会福祉事業を新設、身寄りのない高齢者を支えるネットワーク構築などについて対応を検討しているところです。これらの国の動向を踏まえ、本市におきましても先進自治体の視察や市内の介護保険事業者、施設を対象とした実態調査などを行い、施策化に向けて具体的な準備を進めているところでございます。次に、2点目の市民後見人制度の利用促進に向けた本市の取組と今後の方針についてお答えいたします。判断能力が十分でない方が安心して生活していただけるよう御本人の権利を守る成年後見制度は、平成12年に施行されました。認知症高齢者や身寄りのない高齢者の増加に伴い成年後見制度の必要性は一層高まっており、今後は親族や専門職による後見人が不足することが見込まれております。認知症高齢者及び障害者等の福祉増進の観点から、本市では平成24年度から市民後見人推進事業を開始し、養成講座に取り組んでおります。議員御案内のとおり、令和7年10月末現在での市民後見人名簿登録者数は54人となっており、これまでに家庭裁判所からの選任を受け、17人が市民後見人として活動しております。また、これら54人の名簿登録者に対し、継続的な支援も行っております。具体的には、高齢者支援の幅広い場面で活躍していただけるよう、成年後見制度の普及啓発や相談支援、見守り活動、わたしの望みノートを活用した意思決定支援などに取り組んでいただいております。引き続きこれらの活動を充実させることにより、今後高齢者が身寄りがなく、判断能力が低下しても希望する暮らしが継続できるよう権利擁護施策の推進

に努めてまいります。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 健康医療部長。

〔健康医療部長 高橋裕之君登壇〕

○健康医療部長（高橋裕之君） 私からは、ワクチン接種に関する御質問2点についてお答えをいたします。まず、H P Vワクチンの接種率向上に向けた本市の取組についてです。H P Vワクチンは、令和4年度に積極的勧奨が再開され、市では対象者に対する個別通知のほか、広報かしわやホームページに加えて、市内中学校、高校を通じた啓発チラシの配布、市内大学や公共施設へのポスター掲示、駅前デジタルサイネージなどあらゆる機会を捉えて周知を行ってまいりました。個別通知につきましては、接種対象に到達した小学校6年生の女子児童と接種対象の最終学年に当たる高校1年生の女子生徒に対して個別通知を行っており、さらに中学生につきましては女子生徒の保護者に向けて各学校を通じた啓発チラシを配布しております。また、柏市医師会の協力の下、接種を受けやすい体制構築に向け放課後接種体制の継続に取り組んでおります。このような取組を通じて接種を希望する方が計画的に接種できるよう、引き続き周知啓発に努めてまいります。次に、R Sウイルスワクチンについてです。R Sウイルス感染症は、年齢を問わず何度も感染を繰り返す呼吸器感染症であり、2歳までにほぼ全ての乳幼児が感染するとされております。初感染の場合はより重症化しやすいと言われており、発熱、鼻水などの症状が出現後、約2割から3割で細気管支炎や肺炎などが出現すると言われています。一般的には風邪のような症状のみで、重症となることは少ないとされていますが、生後6か月以内の乳児や低出生体重児は重症化するリスクがあることが知られています。R Sウイルス母子免疫ワクチンは、妊婦が接種することで胎児に抗体を移行させ、重症化リスクの高い新生児や乳児のR Sウイルス感染を予防する効果があると言われています。国は、令和8年4月よりR Sウイルス母子免疫ワクチンを予防接種法に基づく定期A類疾病と位置づけました。対象者は妊娠8週から妊娠37週未満の方で、接種者が負担する費用は無料で接種することができます。接種医療機関は、主に産科医療機関を中心に御協力をいただく予定であります。接種を希望する方が安心して接種できるよう接種体制の構築に取り組んでまいります。また、通知につきましては、妊娠届出時の面接や母子保健事業における啓発のほか、広報かしわや市ホームページへの掲載、産科医療機関へのポスター掲示を行うなど、丁寧な情報発信を進めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 経済産業部長。

〔経済産業部長 込山浩良君登壇〕

○経済産業部長（込山浩良君） 私からは、奨学金の返還支援についてお答えいたします。奨学金制度は、経済的な事情にかかわらず、大学や専門学校などでの学びの機会を保障する重要な制度でございます。一方で、卒業後には長期にわたって返還義務を負うことになり、奨学金の支給を受けた若者の生活に少なからず影響を及ぼしているケースがあることについて認識しております。議員御指摘のとおり、国においては企業が従業員の奨学金返還を肩代わりした場合に法人税の軽減措置が講じられる制度がございますが、全国での活用企業は約4,300社にとどまっており、制度の存在自体が十分に周知されていないことが大きな課題であると承知しております。また、千葉県においては本年9月から中小企業の人材確保に向けた奨学金返還支援事業を開始しており、中小企業が従業員の奨学金返還を支援した場合にその支援額の2分の1を従業員1人につき年間最大10万円まで県が補助する仕組みとなっております。若者の経済的

負担を軽減するとともに、中小企業における人材の確保や定着を図ることを目的とした意義のある取組であると受け止めております。本市における現状につきましては、独立行政法人日本学生支援機構の公式サイトにおいて確認したところ、現在柏市内では3社が従業員の奨学金返還支援を実施している状況でございます。こうした状況を踏まえ、本市では新たにホームページ上に企業向け奨学金支援制度のページを設け、県事業の紹介に加え、代理返還制度を採用している市内企業の事例を掲載し、制度の理解と活用促進を図っているところでございます。今後につきましては、柏商工会議所や柏市沼南商工会等の関係団体とも連携しながら、県事業や国の税制措置を含めた奨学金返還支援制度の周知をさらに強化し、奨学金返還支援の取組が市内企業に広がり、若者の経済的負担軽減と企業の人材確保につながるよう引き続き努めてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 教育長。

〔教育長 田牧 徹君登壇〕

○教育長（田牧 徹君） 私からは、教員の長時間労働についてお答えをいたします。初めに、本市の教職員の勤務時間についてですが、本市ではこれまで部活動の地域展開や公務へのＩＣＴの導入、各種支援員の配置によって長時間勤務の軽減を図ってまいりました。そのため、全国や県と比べて時間外在校等時間の平均は短く抑えられております。議員御指摘の保護者からの過剰な苦情への対応に向けた取組につきましては、文科省も学校管理職ＯＢなどの活用を含め、様々な専門家と連携した行政による支援が必要として、体制の構築を進めていく動きがあり、市教育委員会といたしましても注目しているところです。なお、本市における具体的な取組といたしましては、これまで業務時間外の学校電話への架電について電子音声対応としており、電話を受けない設定しております。来年度からは、勤務時間中の電話について希望する学校に通話録音装置を導入する準備を進めております。これは、通話前に録音していることを音声ガイドで流すことで感情を落ち着かせる効果が期待されるだけでなく、学校にとっても記録を正確に残すことや教職員の対応の品質を高める効果などが期待されるものと考えております。また、県立学校や県の教育委員会が導入しているコールセンターにつきましても、今後検討をしていく考えです。教職員の長時間労働の改善は、教育活動の質の充実に直結することを認識し、今後もより一層の職場環境の向上に努めてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 消防局長。

〔消防局長 本田鉄二君登壇〕

○消防局長（本田鉄二君） 私からは、遠隔手話通訳についてお答えいたします。本市では、聴覚障害や言語発声が困難の方が緊急通報をするためにネット119緊急通報システムを平成30年から導入しており、令和7年12月1日現在、125名の方に登録をしていただいております。過去3年間の利用実績は令和4年に2件、令和6年に3件あり、緊急通報の手段として重要な役割を果たしております。しかしながら、救急現場において聴覚障害がある方や言語発声が困難な方からの情報収集は主に筆談で行っており、このためやり取りに時間を要し、救急現場での迅速な初期対応を大きく制約しています。また、医療機関へ搬送する際に伝えられる情報が必要最低限にとどまることから、改善の余地が大きいと考えております。現在本市でも障害福祉課により柏市遠隔手話サービスを整備しておりますが、利用する際に申請が必要であったり、利用時間が限定的であるなど、救急現場での対応には課題があるものと認識しております。今

後他市で導入している遠隔手話通訳の運用状況や導入事例、運用上の課題を調査研究し、市民の安全と安心を最優先に関係機関と連携して検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 第2問、田中晋さん。

○33番（田中 晋君） 御答弁ありがとうございます。まず、オレンジベンチ事業ですけども、柏市のホームページ見ますと、認知症の人もそうでない人も誰でも座れる地域交流の場をつくりたいという、こういった取組でございますので、ぜひこれは進めていただきたいというふうに思います。これは、要望で結構でございます。あと、今最後、消防局長、今年船橋市が導入始めましたんで、ぜひ船橋市のちょっとところを視察していただいて、検討を進めていただきたいというふうに思います。高齢者支援の件をちょっと伺います。まず、現状柏市における成年後見人制度、あるいは市民後見人制度のここ数年の利用者というか、その辺が分かればちょっとお示しいただければと思います。

○健康医療部理事（吉田みどり君） お答えいたします。後見人を実際に利用している人の数というのが、家庭裁判所のほうでそれを任命していくというか、決めていくところがありまして、その実態の数字というのが明らかにされていないというのが現状なんですね。ただ、市民後見人、市長申立てによる後見人の推移としては比較的横ばいというか、大きく増えているということでもなく、減っているということでもなく、横ばいで申請をしているかなというふうに考えております。以上です。

○33番（田中 晋君） ありがとうございます。厚生労働省の調査によると、市民後見人の養成講座の履修者というのが2023年4月1日時点では累計で2万3,323人。市民後見人と登録している人の約35%の8,202人しか市民後見人としての活動していないという、そういう現状があるというふうに聞いておりますけれども、市民後見人養成講座履修者というのはなかなか身寄りのない単身高齢者という社会課題に本当に関心の高い人が非常に多いというふうに言われておりますので、ぜひ身寄りのない単身高齢者が元気なうちから見守り等の、先ほど見守り等やっていただいているというような話もありましたけども、こういった方々にボランティア活動の一翼を担っていただいて、そういう仕組みをぜひ柏市でも検討していただければなというふうに思うんですが、その辺の考えをちょっとお伺いいたします。

○健康医療部理事（吉田みどり君） お答えいたします。研修、講座がちょっと長期間にわたり、ボリュームのある講座なものですから、まず講座を受けるというところでハードルがあるというようなことがあります。そこは委託先の社会福祉協議会とも常日頃情報共有をしていて、なるべく受講生が増える、受けやすい講座の体制というのを毎回講座の計画を立てるときに議論をしているところです。あと、その後実際登録をするという段になると、またそこで実際に後見人業務をやるというところの責任の重さというか、そういったところにちょっと圧倒されてしまうような方も実際にはおられるというようなことも聞いておりますが、社会福祉協議会を行っている日常生活支援の業務をやるスタッフとして、まずは社会福祉協議会の職員とペアになっていろいろと支援の実際、実務について経験をしてもらうというようなことを積み上げながら後見人の仕事にも携わっていただくような工夫を今しているところなんですが、それでもまだまだ講座を受けていただく方、それから登録していただく方というのが足りているという状況ではないということは認識しておりますので、引き続き周知啓発、それから内容の検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○33番（田中 晋君） ありがとうございます。なかなかちょっとハードルが高いというのが

現状だとは思うんですけども、やっぱり後見人制度の手前の段階での手だてというか、その辺も非常に重要なやないかなというふうに思われます。横浜市がこの11月から身寄りのない高齢者のもしものときに備えて、かかりつけ医だとか緊急連絡先だとか、そういう情報を市の方に本人が登録する制度をヨコハマあんしん登録という、そういう事業を始めておるんですけども、先般山田議員も愛知県の知多市の取組を紹介しておりましたけれども、こうした先進事例を参考にさせていただいて、ぜひ柏市モデルをつくり上げていただきたいというふうに思うんですけども、その辺をちょっとお伺いいたします。

○健康医療部理事（吉田みどり君） お答えいたします。今御紹介いただいた自治体、それから市の方でも先進事例として横須賀市であったり、豊島区であったり、足立区といったところが近隣でも、また県内でも幾つかが今年度スタートしているというところも聞いておりますが、そういう自治体の状況を今把握をしていまして、登録みたいなところから取組ができるかなというところで、今関係機関ですとかいろんな部署、それから施設等の意見を聞きながら少し研究を進めておりますので、引き続き検討して、実現に向けて努力してまいりたいと思います。以上です。

○33番（田中 晋君） これからどんどん増える状況で、大変な状況だと思いますけれども、そういうた、後手後手にならないように先手を打っていただいて、ぜひとも進めていただければなというふうに思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○健康医療部長（高橋裕之君） 申し訳ございません。先ほど私の答弁のRSウイルスワクチンの接種対象について妊娠8週目から妊娠37週未満とお話しましたけど、正しくは妊娠28週からということになります。すみません。よろしくお願ひします。

○議長（坂巻重男君） 以上で田中晋さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午前 11時58分休憩

○

午後 1時開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、矢澤英雄さん。（「頑張って」と呼ぶ者あり）

〔1番 矢澤英雄君登壇〕

○1番（矢澤英雄君） 日本共産党の矢澤英雄です。通告に従って質問いたします。初めに、太田市長2期目のスタートに当たり、市長の市政運営の基本姿勢について伺います。1点目は、学校統廃合、小中一貫義務教育学校建設の進め方についてです。市長は、開会日の施政方針でこれまで以上に市民の皆様の声に耳を傾け、丁寧で開かれた市政を進めると述べました。しかし、義務教育学校建設について市民の声に耳を傾け、丁寧に取り組んできたと言えるでしょうか。カメラ切り替えてください。教育子供委員会で奈良県王寺町の義務教育学校を視察しました。王寺町の義務教育学校建設の経緯を御覧ください。左上にあるように、2015年12月に義務教育学校設置を含む王寺町教育振興ビジョンが策定されました。その後義務教育学校設置検討懇話会ができ、タウンミーティングが開催され、基本方針についてのパブリックコメントが行われました。ゼロ歳から15歳までの子を持つ保護者対象のスクールミーティング、幼稚園、小

中学校の教職員への説明会、幼稚園、小学校ごとの保護者説明会、保育園での保護者説明会も行われました。人口は約2万4,000人の町ですが、たくさんの町民が参加しています。ここまで説明を行った上で、2018年3月議会で設計予算を計上しています。柏市はどうでしょう。太田市長は、2023年9月議会の施政方針で、市民の声を聞くことなく、柏一小、旭東小を廃校にし、柏中学校敷地内に小中一貫義務教育学校を造ることを発表しました。その直後、決定事項のように当該校でリーフレットを配付しました。そして、限定的な説明しか行われず、6か月後次年度予算に設計予算が計上されたのです。王寺町の2年3か月かけた町民への丁寧な説明、意見聴取とは大違いです。カメラ切り替えてください。このような柏市の進め方が市民の声に耳を傾け、丁寧で開かれた市政と言えるのか、お答えください。2点目は、学校規模の問題です。大規模校の問題点は、これまで議会で繰り返し議論されてきました。柏市は、国の示す小中学校、義務教育学校の適正規模は地域の実態で独自に決められるとして、柏市としての望ましい学校規模は小学校18から24学級、中学校12から18学級、義務教育学校30から42学級としています。現在建設予定の義務教育学校は、小学校部36学級で設計されています。中学校部16学級と合わせて52学級となります。市が示す望ましい学校規模を大きく超える学校になりますが、市長は限りなく大規模校を認めるのでしょうか。次に、有機農業推進について質問します。農林水産省は、大規模自然災害、地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの衰退などの中で将来にわたって食料の安定供給を図るために災害や温暖化に強く、環境負荷の低減と持続可能な農林水産業の推進を目指して、みどりの食料戦略を進めています。具体的には、2050年までに化学農薬使用量を50%減らす、化学肥料使用量を30%減らす、耕地面積における有機農業の割合を25%に拡大する等の目標を掲げています。自治体としても真剣に取り組むことが求められています。カメラ切り替えてください。掲示資料のように、2023年3月、千葉県と柏市を含む県内53市町村はみどりの食料システム法の認定に関する基本計画を作成しました。みどりの食料戦略、有機農業拡大についての市長の認識をお示しください。次お願いします。これは、今日からパブリックコメントの受付が始まった柏市都市農業振興計画の環境に配慮した営農への支援です。有機農業に関わる記述はここだけです。市は、減農薬栽培や有機農業を希望する農家に対し、必要な知識や技術を習得する機会を支援しますとしています。希望する農家に支援するだけの記載ですが、みどりの食料戦略を受けての市の取組はどうするのか、お示しください。カメラ切り替えてください。次に、会計年度任用職員の正規職員化について質問します。2020年に導入された会計年度任用職員制度は、会計年度ごとの1年契約を原則とする不安定な働き方を強いるものです。柏市の正規職員は3,013人、会計年度任用職員は2,973人います。市の職員の約半数が非正規職員であるとは、異常なことではないでしょうか。カメラ切り替えてください。これは、中核市62市の市民1,000人当たりの一般行政職員数を比べたものです。柏市は赤いグラフ、少ないほうから3番目です。会計年度任用職員の中には、正規職員と同じような働き方をしている人もいます。今会計年度任用職員の待遇改善とともに、勤務の中で積み上げた力を市政に生かしてもらうため、新たな取組が始まっています。カメラ切り替えてください。市長は、施政方針で職員一人一人の働く意欲やモチベーションを高め、日々努力する職員に応えることを目的とした人事給与制度の抜本的見直しを示しました。会計年度任用職員の働く意欲も大切にしなければならないと思いますが、どうか。総務省も会計年度任用職員の経験を生かす採用を推奨しており、その取組事例をまとめています。カメラ切り替えてください。これは愛知県の大府市です。会計年度任用職員に的を絞り、他の採用枠

と分けて一般事務と保育職を採用しています。次お願いします。これは高知県高知市です。会計年度任用職員経験者に限定して、様々な職種の採用をしています。カメラ切り替えてください。鎌ヶ谷市でも非正規の会計年度任用職員を正規職員として採用する試験を行い、男女5人が合格したと発表しました。会計年度任用職員の意向調査を行うこと、柏市としても希望する会計年度任用職員を採用する特別枠を設けた試験を行うことを求めますが、どうか。

次に、学校給食無償化を求めて質問します。給食の無償化は、憲法26条に義務教育は無償と定められていることから、また子育て支援の観点から、さらに物価高騰対策として実施自治体が全国に広がっています。千葉県内自治体でもお隣、松戸市、市川市、浦安市など20の自治体が実施しています。国も動き出し、来年度は小学校で無償化を実施すべく具体化が進められています。質問の1点目、柏市は給食は本来教育の一環として行政が責任を持って子供たちに平等に提供されるものだという認識を持っているでしょうか、お示しください。2点目、給食無償化に関わる経費は全額国が責任を持つのが当然だと考えますが、たとえ一部自治体負担が出たとしても、保護者負担を求める事なく実施すべきと考えますが、市の認識をお示しください。3点目、無償化はぜひやってほしいが、公費負担との関係で給食の質は守ってくれるのかとの不安の声も聞かれます。給食の質を守ることについて、考えをお示しください。4点目、これまで学校給食無償化を市として実現することを求めるに、財政的に22億かかるので、できないとの答弁でした。中学校給食を市の責任で無償化すると、財政負担は約7億円と伺いました。来年度柏市として中学校も含め完全無償化をすることは物価高騰対策としても有効であり、実施を求めるが、どうか。

次に、アフタースクール事業について質問します。放課後子ども教室とこどもルームを一体化し、民間に委託するアフタースクール事業が来年度20校でスタートします。これまで議論されてきましたが、子供たちが安心して有意義に過ごせる場になるのか、これまで協力してくださったアドバイザーの方たちとの話合いはどうなっているのか、お示しください。支援員についてです。市長は、先日渡部議員への答弁で85%の支援員が継続雇用を申し出ているので、民間委託に理解を得ているものと思うとの答弁をしました。しかし、支援員からは、来年度からの民間委託にはいまだに納得がいかないという声が寄せられています。支援員は子供が好きで、仕事が好きで働いています。継続雇用イコール民間委託賛成という認識は改めていただきたいと思います。答弁は結構です。

最後に、地域課題について質問します。カメラ切り替えてください。ここは、旭町八丁目、東武線の踏切です。踏切り口が土手の土で狭くなっています。土地の境のくいがあるので、赤の四角で囲ったところは柏市の道路部分です。地域住民から狭くなっている踏切り口を広くできたら、より安全に通行できるようになると声が寄せられていました。担当部署に対応いただき、私も新たに住宅を建てる工事関係者と話し、道路が広がり、改善される方向が見られます。今後の取組をお示しください。カメラ切り替えてください。以上で第1問を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 私からは、市長の政治姿勢についての御質問についてお答えをいたします。初めに、学校統廃合、小中一貫校導入の在り方、進め方について、義務教育学校の設置は丁寧に進められたと言えるのかとの御質問にお答えをいたします。柏中学校区における義務教育学校の設置につきましては、市教育委員会において小中一貫教育を推進していくための選

択肢の一つとして以前から検討が重ねられてまいりました。加えて、柏第一小学校の老朽化に対する早急な対応が求められていたことも重要な背景となっております。こうした状況の中により具体的な検討を進めるに当たっては、何よりも子供たちの教育環境の確保を最優先とし、併せて学校関係者の皆様の御意見にも丁寧に耳を傾けながら、慎重かつ適切に検討を進めていくことが重要であると認識しております。このため、市としての設置の方針をお示しした令和5年9月以降、市教育委員会では関係リーフレットの配付、説明動画の公開及びインターネットを通じた意見投稿フォームの開設、対面、オンラインでの説明会の開催、出前講座型の意見交換会の実施、未就学児の保護者への情報発信などの取組を継続的に行っております。さらに、昨年9月に柏第一小学校、旭東小学校、柏中学校の学校運営協議会委員で構成される地域協議会を設置し、学校統合の在り方について地域主体での検討をゼロベースから進めていただいております。本年3月には地域協議会における議論の結果として意見集約、中間取りまとめが示され、義務教育学校の設置に賛成し、地域と市が学校の魅力を高めるために協働していくとの方向性が示されました。その地域協議会では、今年度に入ってからも施設整備に加え、通学路の安全対策や学校教育、学校運営に関するモデル的な取組についても意見交換を重ねていただいております。先進市の視察や研究も含め、これまでに延べ27回、合計50時間にわたる検討を重ねていただいております。市といたしましても、年度内を予定されている意見集約最終取りまとめに向け、引き続き活発な議論が行われることを期待しております。次に、義務教育学校の規模について、際限なく大規模校を認めるのかとの御質問にお答えをいたします。柏中学校で検討を進めている義務教育学校の規模につきましては、これまで市教育委員会からも御答弁申し上げておりますとおり、昨年度末に策定した柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針において、本市の実情に即した望ましい学校規模の考え方を整理し、この規模は一定の集団規模の確保や保護者、教職員へのアンケート結果を踏まえて設定したものであること、また義務教育学校の規模は小学校及び中学校それぞれの望ましい規模を踏まえて設定したものであること、そして柏中学校区での検討規模はこの望ましい学校規模から大きく乖離するものではないこと、このような考えであったと理解しております。また、学校規模に対する市教育委員会のこれまでの答弁は、大規模化を安易に肯定するものではなく、地域特性や学校用地、学校施設の状況などを総合的に考慮しながら、多様なニーズに応えられる教育環境の整備を目指すという姿勢であると受け止めております。この点に関しましては、私自身も同意するものであります。なお、文部科学省が示す学校の標準規模は、あくまで各市町村における主体的な検討の参考資料として利用することが望まれるとの見解が示されていることから、各自治体の判断を妨げるものではないものと理解をしております。市といたしましては、将来を担う子供たちの教育環境を最優先に考え、市教育委員会の検討をしっかりと支援してまいります。そして、関係者への丁寧かつ積極的な情報提供と説明を行い、関係校や地域との連携の下、必要な準備が円滑に進むよう進捗状況を適切に管理してまいります。次に、有機農業についてです。環境に配慮した農業の重要性につきましては、近年の気候変動への対応や持続可能な食料供給体制の確保といった観点から国、県をはじめ全国的に意識が高まりつつあるところであります。一方で、有機農業につきましては作業負担やコスト面での課題があると考えており、具体的には病害虫や雑草の管理が難しく、天候にも影響を受けやすいことから、一般的に収穫量が低下する傾向があること、栽培管理に多くの手間を要することから労働負担が増加し、コストが高くなること、病害虫や雑草管理に関

して持続可能な技術の確立がまだ十分ではなく、さらなる研究開発が必要であること、販売価格が高くなりがちなことから、購入層が限定される傾向があり、安定した市場形成には至っていないことなどの課題があると認識しております。そのため、有機農業の取組は容易ではなく、本市においても意欲的に取り組む農業者は非常に少ないので現状でございます。有機農業は、このような様々な課題を解消する必要があることから、今後につきましては引き続き国、県の動向や次世代技術の開発状況を注視してまいりたいと思います。次に、会計年度任用職員のモチベーションについてお答えをいたします。今回の施政方針において、職員一人一人の働く意欲やモチベーションを高め、日々努力する職員に応えることを目的として、人事給与制度の抜本的な見直しを行うことを御報告したところです。この見直しについては、具体的には職務、職責と待遇の不一致の解消や昇格メリットの明確化などを行うものであり、その対象は正規職員となります。会計年度任用職員も正規職員と同様に市民サービスの重要な担い手として日々尽力いただいており、より高い意欲を持って働いてもらうことは、市全体のサービスの維持向上にもつながるものと考えております。こうした中、会計年度任用職員の待遇につきましても、近年の人事院勧告も踏まえ、報酬や手当等の面での大幅な改善に加え、給与制度の充実や研修の実施など勤務環境の改善を進めております。引き続き会計年度任用職員も含めた職員全体がより意欲的に働ける環境を整えてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 総務部長。

〔総務部長 鈴木 実君登壇〕

○総務部長（鈴木 実君） 私からは、会計年度任用職員の正規採用に関する御質問についてお答えいたします。会計年度任用職員を対象とした採用試験につきましては、近隣では鎌ヶ谷市が本年9月に一般行政職において会計年度任用職員等での経験が5年以上ある方を対象とした採用試験を実施したことを承知しております。また、本年9月に総務省から発出された採用試験の取組事例集では、採用試験の概要とともに実施に至った経緯や目的が示されており、各団体ごとに様々な背景や目的があるものと認識しております。本市の採用試験では会計年度任用職員の経験を必須とする形とはしておりませんが、例えば保育園に勤務する保育士につきましては年齢制限の条件を45歳未満、育児代替任期付保育士では60歳未満とするなど、職種ごとにこれまでの応募状況等に応じた上限年齢を設定し、前職を限定せずに広く申込みを募っております。その結果、直近の5年間では柏市で会計年度任用職員として現場経験を経て正規採用として採用された保育士は20名、任期付職員からの採用を含めると29名という実績もございます。また、本市の採用試験の実施としましては、職種ごとに応募状況等に応じた上限年齢の設定のほか、受験しやすい日程や試験方式での実施、採用広報のPRの強化など様々な工夫により、受験申込者数や合格者数につきましては本市が見込む数はおおむね充足できている現状でございます。そのため、議員御指摘の会計年度任用職員への意向調査や会計年度任用職員に限定した試験区分での創設について、現時点ではその予定はございませんが、一方で働き方の選択機会の確保、即戦力の確保という視点では選択肢の候補であると考えます。引き続き総務省の動向や他自治体の事例などの情報収集、研究をはじめ、本市として公平、公正かつ優秀な人材の確保に向けた採用試験の在り方について検討してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 教育長。

〔教育長 田牧 徹君登壇〕

○教育長（田牧 徹君） 私からは、学校給食無償化に関する御質問にお答えいたします。初

めに、給食は教育の一環として行政が責任を持って提供すべきものとの認識についてお答えいたします。学校給食の提供につきましては、学校給食法において設置者が実施に努めることと定められており、本市では法の定めに基づき安全、安心でおいしい給食の提供に努めております。また、学校給食費の負担の在り方につきましても、同法により保護者の負担と定められていることから、現在は保護者の皆様に御負担をいただいている状況でございます。次に、小学校給食費の無償化に当たり、国の補助額が本市の給食費に満たない場合の対応についてお答えいたします。現時点では、国が給食費を全額補助するのか、あるいは自治体に一定の負担が生じるのかといった制度の詳細は、国から示されておりません。市といたしましては、今後国から示される制度の内容を確認した上で適切に対応してまいります。なお、国からの補助額が本市の給食費に対して不足する場合には、不足額を何らかの方法で補い、食材料費を現在と同じ水準に保つことで本市が目指す給食の質を維持していく考えです。次に、中学校給食費の無償化についてお答えいたします。中学校給食費の無償化につきましては、現時点では具体的な実施時期は示されておりません。このため、柏市が独自に無償化を進める場合は、約7億円の財源を市が全額負担する必要があります。近年の物価高騰は食材料費だけではなく、調理で使用する備品や人件費、老朽化対策工事などにも影響を及ぼしており、今後も市の負担は増加していくことが見込まれます。このような状況の中で7億円を一般財源から継続的に支出することは市の財政にとって大きな負担となるため、中学校の給食費無償化を実現するには国や県による財政支援は必要不可欠であると考えております。今後も国や県に対して中核市市長会や千葉県市長会などの枠組みを活用しながら、引き続き要望活動を行ってまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 生涯学習部長。

〔生涯学習部長 宮本さなえ君登壇〕

○生涯学習部長（宮本さなえ君） 私からは、アフタースクール事業についてお答えいたします。アフタースクール事業において子供たちが安心して過ごせる場所となるかという御質問ですが、先日渡部議員の御質問に答弁いたしましたとおり、アフタースクール実施校におきましてはほとんどの指導員が引き続き同じ場所で勤務いただく見込みであることから、保育の継続性が保たれ、まずは子供たちにとっても安心して過ごせる環境が整うものと考えております。また、民間事業者のノウハウを生かし、様々な体験プログラムを導入いたしますので、より充実した放課後の過ごし方ができることとなります。放課後子ども教室のステップアップ学習会アドバイザーの方々につきましては、アフタースクールへ移行後、御本人の希望により学習プログラムのスタッフや支援補助員として御活躍いただくことを期待しているところですが、先週実施した事業者との個別面談には対象者の約半数、80名の方が参加されている状況です。面談では、主にアフタースクールへ移行後の業務内容や勤務の条件等についてのやり取りが行われました。今後も子供たちが安全、安心に活動できる居場所となるよう様々な側面から環境を整え、アフタースクール事業へ円滑に移行できるよう努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 土木部長。

〔土木部長 内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君） 私からは、旭町八丁目、東武踏切り口の安全確保についてお答えいたします。当該踏切は、東武鉄道アーバンパークラインの柏駅と豊四季駅の間に設置された幅員約2メートルの踏切であり、踏切の出入口には車止めが設置されており、4輪車両は通

行できず、歩行者と2輪車のみ通行可能となっております。踏切につながる当該市道を現地確認したところ、民地側ののり面部分が撤去され、建築行為が見込まれることから、その建築計画の状況を確認するとともに、踏切を利用される方が安全に通行できるよう必要な対策を講じてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 第2問、矢澤英雄さん。

○1番（矢澤英雄君） それでは、学校統廃合、小中一貫校導入の進め方について質問いたします。私が質問したのは、設計予算計上までの経緯、それで説明しました。柏市の場合は、その後こういうことをしたという、そういう答弁はありましたけれども、それまでは一切表に出さない。そして、言ったらすぐそのリーフを配る。そして、その年度の最後に設計予算、約6億でしたか、の予算を組むというふうなこと、そこまでいいたらもう後戻りできないよという、そういうやり方なんですよ。そこが王寺町と違うところです。事前に該当PTAの役員に説明をしたと伺いましたけれども、そこでも文書も回収して、口外禁止だというふうなことを言いました。それが本当に市民に丁寧な説明、市民の声に耳を傾ける、こういうやり方と言えるんでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。地域の説明のことありますけれども、公表したのが、表明、議会前ということもありましたので、当然関係する学校の関係者にはやっぱり事前に説明が必要ということで、PTAの役員であったり、学校運営協議会、校長会、町会等の一部の方ですけれども、説明させていただきました。また、回収とかということにつきましては誤った情報が流れてしまってはということで、配慮したということになります。以上です。

○1番（矢澤英雄君） これ誤った情報を別に提供しているわけじゃないわけです、教育委員会はね。にもかかわらず、そこまでやって、ほかには言うなということなんです。逆にあのときはもう市会議員選挙があったわけですよ。だから、その事前にこの構想を出しておいて、それで市民に論議してもらう。市会議員選挙のときだったら、一番論議が広まるわけですよ。それを9月の初めに学校に渡せるような、そういうリーフがあるんだったら、前からもう決まって、できているわけですよ。その構想を出して、そして市会議員選挙で皆さんに論議してもらうというふうにするのが一番市民の声を聞くことになる丁寧なやり方じゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。義務教育学校の検討のスケジュールですけれども、そちらにつきましては市議会の選挙を見据えて検討を進めてきたものではございません。先進市への視察であったり、教育委員会内部での検討を進め、さらに先ほど答弁の中にもありましたけれども、柏一小の老朽化への早急な対応というところも、その検討状況、そちらも踏まえた結果がその表明の時期に至ったということと考えております。以上です。

○1番（矢澤英雄君） 本当に市民に対してこれを論議してもらいたい、分かってもらいたいとなったら、私はやるべきだったと思います。それで、それもやらないで、資料も集めてしまうと。そして、事前には言わずに、施政方針でぱっと言うというのは、これはどう考えても丁寧にやったというふうには言えないと思います。教育委員会は、事前に王寺町に行って、義務教育学校を視察しています。その資料の中にもこのように丁寧に、こういうふうにして進めてきたというふうな資料も皆さんも頂いてきたと思うんです。そういうふうな王寺町のやり方と比べて自分たちのやってきたことはどうなのかなって。その違いはどう思いますか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。表明以降のことになりますけれども、先ほど言った時間軸は違えども今日まで地域の意見ずっと聞いておりますし、これまでもまだ開校までの間聞き続けていくということですので、丁寧にやっていくという考えはございます。以上です。

○1番（矢澤英雄君） でも、王寺町が先ほど示したような形で予算を組む前にきちんとこれを市民に向かっていろんなことやって、話合いしているんですよ。これ奈良学園大学の先生で、王寺町の義務教育学校の推進員をやった方、山田先生が義務教育学校についての一考察ということで書いてありますけども、その中で私が示したようなことを丁寧にこういう取組をしたということを示して、こうした取組からうかがえることは、王寺町は教職員や保護者、そして地域住民のコンセンサスを重視していることであると。そして、地域と共にある学校であることがよりよい教育の実現にとって極めて重要であるという、そういう考えの下で行っているんだというふうに言っています。柏市のこの進め方、これは丁寧だとか市民の声に耳を傾けるというふうなことでは絶対ないと思うし、予算計上前にもっともっと徹底した議論、説明が必要だったのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。予算措置との関係なんですけれども、1つ王寺町との違いを申し上げますと、先ほど議員のほうから御紹介ありました予算措置、2年3か月かかった後なんですけれども、その前に基本計画というものが王寺町のほうではできていると思います。今回予算措置は短い間でしましたけれども、現在も基本計画に当たる部分、基本計画、基本設計、実施設計という一連のものをまとめて委託しております、今年の5月まで地域協議会の意見を基本計画、基本設計のほうに反映させておりますので、そういった意味では地域の声を聞いて、設計にも反映させているというような配慮のほうはしております。以上です。

○1番（矢澤英雄君） でも、これをやるかやらないかって決めるのは市民なんですね。ですから、市のほうで出したものを市民が見て、やっぱりこれは駄目だというふうなことがあれば、それはノーと言える権利を市民に与えなくちゃいけないと思うんですよ。それはもう前提として進めちゃう。できたものとして、もうこれは決まったもんだと。その上でどうするかという論議をするというのは、これ順番が違うのではないかというふうに思います。それで、もしこれよしとするのならば、これから様々な取組をしていくときに柏市は全部そういうふうにして、市が決めたからこうやっちゃうよと。じゃ、どうやるかはみんなで話し合っていきましょうというふうになっちゃうわけですよ。こういうやり方というのは、本当にこれから柏市の運営にとっても非常に心配な中身だと思いますし、私は絶対にこのことは認められません。次に、限りなく大規模校を認めるのかというふうなことですけれども、これについても市は独自に国が言っている望ましい学級規模というのは市でつくっていいよというふうなことであるからと。別にそれを一概に否定するわけではないんです。ただ、やはりそれでも上限、下限を決めるというのは、そこから外れたら一定のリスクがあるということの前提の下にやっていると思うんです。ですから、じゃ柏市が決めたものよりも多かったら、どんなリスクがあると考えているんですか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。リスクといいますか、課題になると思うんですけども、自分たちが設定した基準を少しでも上回ったから、少しでも下回ったからということで直ちに課題が発生するというふうに、課題が解消できないというふうに考えており

ません。また、それぞれの小さい学校でも大きい学校でも、こういった場合にどういった改善策が行われるかということを考えて対応していかなければというふうに考えております。

○1番（矢澤英雄君） 柏市の設定した数字というのは、例えば義務教育学校ですと国は18から27って言っています。柏市は、30から42って言っているんですよ。ということは、国が言っている27、多いところで27と言っているのに、それが柏市の少ないところはもっとそれよりも大きいという、そういう基準をつくっているわけです。でも、今回の魅力ある学校づくりの基本方針の中にも、この基準をつくる上で、なぜ基準をつくるかというと、それが外れると学校間の教育条件や教育水準を一定に保ち、教育の公平性を確保するためつくるって言っているわけだ。だから、それから外れたら、そうじゃなくなる可能性があるということを言っているわけですよ。だから、だとすればこれが、柏市は大きい学校を造ろうとしていて、それももっと超えてもいいんだよという、そういう設定はこの基本方針で示されている望ましい学校規模を踏まえて造るんだというふうな指摘、自分たちがつくったこの指摘さえも破ることになるんじゃないでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。自分で、自分たちといいますか、柏として望ましい学校規模というものを確かに設定しております。それと今回の柏中学校区で今整備を進めようとしております義務教育学校のほうは確かにその規模よりは上回っております。今回もう一つ大きなテーマであります小中一貫教育というものを推進していく中で、今回柏中学校区に学校を整備するに当たって9年間見通した、要は一体型の効果としまして、今までの6・3制ではなかなか課題が解決できないようなことも生じているということですので、そういうことにも対応が可能だという、そういう環境が整えられるということで、規模の問題、無視するわけではありませんけれども、規模の話と子供たちの成長に合ったこれからやり方ということを比較検討したときに、今回は規模は少し上回りますけれども、そういった学校を整備していきたいと、そのように判断したことでございます。以上です。

○1番（矢澤英雄君） 今お話をあったように、今つくろうとしているのは現状としても望ましい学校規模を超えてやうんですよね。それだけじゃなくて、今設計しているのは小学校は36学級で建設でやっています。もちろんこれ小学校部分で大きく超えてますけども、中学校16を含めると52学級、先ほど言いました。1,820名も可能な学校ということになるんですけども、これもある意味じや想定しているんじゃないでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君） 学校整備に当たりましては、既存の推移のほかに少しいろんな活動ができるようについていることで、教室のほうは多く検討しております。以上です。

○1番（矢澤英雄君） 少しの限度がちょっと超えていると思うんですけども、この52学級、1,820人も想定しているというふうになつたら、これはとんでもないことになると思います。もしこれそこまで想定していないとすれば、予算の問題ですよね。これ造るのに90億円、もう今物価上がってますので、実際には100億から110億ぐらいになるというふうに聞いています。でも、これもしもっと、そこまで大きなものは造らないで造るとなれば、義務教育学校42学級ということであれば、これ金額的には10億、20億、それ以上の差が出てくるわけですよ。だから、そういうふうなことまで考えたら、それ造る必要ないというふうなことが言えます。今のやり方だと、何かこれまでの論議もそうだけども、面積と校舎があれば幾らでも大規模校造つてもいいというふうになっちゃって、子供と教育という観点が抜けた論議になっているように思うんです。もっとこれしっかりと、子供の教育を守るという観点からいえば、この構想はやっ

ぱり一回撤回して、一から議論し直すということを私は求めたいと思います。続けて、有機農業について質問します。幾つか課題があるということで、こういうふうにやるという答弁はありませんでした。ただ、先ほど言った、柏市も名前を入れてつくっている基本計画、この基本計画ですけども、ここは30年度まで、つまりあと5年後なんですけども、この5年後までの目標を掲げています。化学農薬、化学肥料、有機農業の面積、これどんな目標を掲げていますか。

○経済産業部長（込山浩良君） お答えいたします。この基本計画で示されております2030年度までの目標でございますが、化学農薬の使用量、こちらは10%低減、また化学肥料の使用量、こちらは20%の低減、また有機農業の取組面積、こちらが1,200ヘクタールという目標になってございます。以上です。

○1番（矢澤英雄君） これは、柏市も含めて53市、千葉県、一緒につくった計画なんですけれども、柏市はつくった計画の目標実現にこれは責任持っているんでしょうか、それともこれは柏市の責任ではないんでしょうか。

○経済産業部長（込山浩良君） 御答弁申し上げます。柏市といたしましても環境に配慮した農業の推進、こちら重要な取組であると考えているところでございます。本市におきましても現在減農薬栽培や減化学肥料栽培に取り組んでいる農業者の方もいらっしゃいますので、これらは引き続き取組を支援、拡大していくことで目標の達成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○1番（矢澤英雄君） 目標達成に努力するというふうなことですが、体制は基本的にはないと思います。今柏市の有機農業に取り組んでいる農家数、あと取り組んでいる面積、どれくらいか分かったらお知らせください。

○経済産業部長（込山浩良君） お答えいたします。本市で把握できるものといたしましては、有機農業として国の補助金の交付を受けていらっしゃる農業者の方が1名いらっしゃいます。ニンジンやサツマイモなど野菜を約40アールほどで栽培をしていらっしゃいます。以上です。

○1番（矢澤英雄君） それが今の柏市の現状です。でも、農政課頑張って、今年度は試験的取組として協力農家に協力いただいて、実証実験しました。有機米の生産の実証実験の結果、どういう状況でしたか。

○経済産業部長（込山浩良君） お答えいたします。今年度の実証実験の結果でございますが、まず収穫量につきましては慣行栽培の6割から7割程度の収量確保できましたけれども、次年度以降、こちらは経年の収量の変化も今後確認していく必要があると思っているところでございます。また、今回雑草の対策といたしまして、ロボットを導入しております。こちら稼働させるときの課題といたしまして、水位の管理、こちらに課題があるということが分かっていたところでございます。また、肥料につきましても有機肥料はコストの面で課題があるほか、投入する回数、または量を増やすなければならぬなど、まだ労働負担の面でも課題があるというふうな認識をしているところでございます。以上です。

○1番（矢澤英雄君） 道の駅でできたお米が販売されていると伺って、私これ買ってきました。これが2キロの有機米のものです。これ食べておいしかったんですけども、販売している状況とか取り組んでいる状況、ホームページとか広報かしわに載せましたでしょうか。

○経済産業部長（込山浩良君） お答えいたします。議員が今おっしゃったような、そういうった様子につきましては、ちょっとホームページのほうでは掲載しておりません。以上です。

○1番（矢澤英雄君） 私は頑張って取り組んでいるとは思ったんだけども、それを本当に自

分たちがこれをやっているんだと広げなくちゃいけないんだという、そこまで考えを持っていてはどうかって非常に心配しています。だって、千葉市では有機圃場実証実験の結果をホームページに丁寧に載せていますよ。だから、本当に必要だと思ったら、これやるべきじゃないですか。オーガニックに関心持っている方というのは少なくないんです。だから、積極的に伝えれば、市の姿勢とか市民の理解が進むというふうなことで、今すぐでもできることじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○経済産業部長（込山浩良君） お答えいたします。今回の有機栽培、実証実験につきましては、いろいろな課題を整理したいというところもありますので、今後このような実証実験の中で生まれた課題についても整理をした上で、情報発信については検討してまいりたいというふうに思っております。

○1番（矢澤英雄君） 先ほどの最初の答弁もありましたけども、確かに課題はあるんですよ。どこも同じです。どこの自治体だって同じように課題抱えて、それでも取組、頑張ってやっているんですよ。だから、少しでも課題がなくなるようにということで市が頑張るのは、学ぶ場をつくるとか、困ったときにはすぐ対応するとか、JAに働きかけるとか、市民も交えて協議をする場をつくるとか、取り組む農家への補助金出すとか、機械の支援するとか、これ一気にいかないかもしれないけども、計画立てて着実に進めることができないかと思うんです。栃木県小山市を視察しました。できた有機米は公共調達にする、収穫米は市が学校給食用に買い取ると約束して、また10アール当たり3万円の補助金出すというふうなことでやって、そしてスタート段階では9農家が今は18農家になって、目標は2年前倒しで達成しているんですよ。課題があるからといって取り組まない、これじゃしようがないと思うんですよ。佐倉市は、一昨年、有機農業実施計画をつくりました。取り組んでいます。同じように木更津、成田、いすみ、匝瑳、神崎、こういうところもどんどん実施計画つくってやっているんですよ。ですから、これ先ほど課題もあると言ったけども、また名前を連ねて県で目標を持ったら、それをやろうと思ったら、やはりこういう計画を立てて取り組んでいく。まず、他の自治体と同じように実施計画をつくって取り組むということが必要なんじゃないでしょうか。

○経済産業部長（込山浩良君） お答えいたします。確かにこちらの実施計画につきましては、将来的な計画の策定、これについて否定するものではございませんが、繰り返し申し上げますと現状では減農薬、減化学肥料の取組や全国の事例等から必要な知見について研究しながら、有機農業の取組について支援していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○1番（矢澤英雄君） 計画もつくれないで、はっきり言って予算も、環境保全型農業には280万の予算ついているけども、有機農業関係の予算というのはゼロだと聞きました。つまり予算つけて、計画つくってというところからスタートするんじゃないかと思うんで、ぜひこれ取り組んでいただきたいと思います。市長に伺います。市長は、地球温暖化対策、二酸化炭素の削減と、それに貢献するために自治体電力ということで取組進めました。私は、本当にすばらしかったと思っています。だからこそ環境問題、地球温暖化対策、総合的な取組にするためにぜひ有機農業の分野からもアプローチをするということができないかというふうに思うんです。これを、はっきり言って地球規模の問題として取り組んでいるわけで、いろんな側面からアプローチしていくということで、ぜひその辺も考えていただきたいんですけど、どうでしょうか。

○市長（太田和美君） お答えいたします。有機農業は環境負荷の軽減に寄与する取組である

ということは、十分認識しております。国においても有機農業につきましてその取組面積を全体の25%、約100万ヘクタールまで広げるというような方針が示されておりますけれども、先ほども申し上げましたように、本当に様々な課題がありまして、そんな容易なことではないというふうに思っております。本市といたしましても国、そしてまた県の動向を注視しながら取組を、できることを進めてまいりたいというふうに思っております。

○1番（矢澤英雄君） 市長には本当に総合的な観点で、一つの農業分野というだけじゃなくて、給食との関係でいえば教育との関係、それから環境でいえば生き物多様性と。生物多様性といえば環境の分野とかいろんなことがあるわけですから、全庁横断的にこの問題を捉えて取り組んでいただければと思います。

それで次に、学校給食の無償化について伺います。はっきりしたちょっと答弁がいただけなかつたんですけども、基本的には、もし今論議していて、国が小学校のやつを来年どうするかって。全国市長会も怒っています。半分しか出さないとか、とんでもない話なんんですけども、例えば先ほどあったように、差額が出てきた場合、基本的には保護者負担はさせないようにやるということはできますか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。まだそのところ不確定なところありますけれども、いずれかの形でその分、給食の質のほうは落とせませんので、そこは確保しつつ検討していくということになると思います。以上です。

○1番（矢澤英雄君） この給食無償化の問題については、先日松本議員も紹介しましたけれども、物価高騰対策の交付金、この使い道の例として示されていますよね。物価高騰に伴う子育て世帯支援ということで、物価高騰による小中学校の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援ということが明確に出されて、大きな項目として出されているわけですよ。ですから、今回出てくる交付金、これを使えば、例えば1月から3月まで給食費は無償にしようとか、それがすぐできなくとも来年度4月以降中学校も含めてやろうということができるわけですよ。ですから、ぜひこの交付金を使って、お金がない、お金がないということじゃなくて、交付金の使い方で学校給食無償化へ交付金を充てることもぜひ論議していただきたいんですけども、どうでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。議員からも今お話ありましたけど、過去にも交付金使って、期間限定がありましたけど、無償化であったり、今回も値上げ分の補助とか、そういった政策のほう打ち出しております。その辺は財政当局とまた協議しながら検討していきたいと考えております。以上です。

○1番（矢澤英雄君） ゼひいい結果を私たちも期待していますので、お願いしたいと思います。

最後に、会計年度職員の正規採用の件なんですけども、やはり柏市も中核市に見合った新図書館を造るとかいうことで出しています。ぜひ、例えば柏の司書さんで非正規の司書さん、それが他県の採用試験を受けて受かって、柏市を退職しちゃうと、そういうことが起こるようなことないようにしてほしいんです。柏市で働いて、本当に力を持っている方が柏市で働くような取組するためにも、先ほどは明確に出なかつたんですけども、会計年度任用職員からの採用もぜひ考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（坂巻重男君） 以上で矢澤英雄さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午後 2時休憩

○

午後 2時10分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、武藤美津江さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔14番 武藤美津江君登壇〕

○14番（武藤美津江君） 日本共産党の武藤美津江です。通告に従って質問します。初めに、国民健康保険事業についてです。物価高騰の中、市民の暮らしは大変です。それなのに、柏市は毎年国保料を値上げする方針です。1点目、県の標準保険料に合わせるため近隣市で柏市以外に毎年値上げの方針を決めている自治体はありますか。2点目、1962年、国民健康保険発足当時、首相の諮問機関である社会保険制度審議会では低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫負担とする必要があり、ほかの健康保険とのアンバランスは極力是正すべきと勧告して、出発しました。国保料はなぜ高いのか。1、国庫負担は総医療費の45%、給付費の60%でした。それが1984年に国保法の改定で総医療費の38.5%、給付費の50%に大幅縮減されました。2、国保以外にはない均等割があり、子供が多いなど世帯の人数が増えれば負担が重くなる仕組みです。3、加入者の多くが65歳から74歳という高齢者、低所得者であるなど構造的な理由があります。これは、加入者の責任でしょうか。保険者である自治体の責任でもありません。当然皆保険制度の一翼である国保を支えるのは国の責任です。国に対してさらなる大幅な国庫負担の増額を求めるべきです。国保の都道府県化で構造的な問題は解決できるのでしょうか。3点目、子ども・子育て支援金の上乗せについてです。こども未来戦略の財源として、公的医療保険料に新たに上乗せをして徴収することになりました。社会保険の給付支払いに該当しない、まるで関係のない少子化対策、子育て支援の費用を上乗せするということを認めるならば、子育て支援以外の財源でも何でも保険料に上乗せすることが可能になります。被保険者の負担を増やし、本来国が保障すべき負担を抑制する、こんなことは許せません。国に対して断固中止を求めていくべきです。次に、国保の外国人対応についてです。1点目、国保加入者の外国人の方は、どういう方が多いのか。2点目、国保制度については、どのように説明がされているのか。3点目、2026年度から外国人の国保料の前納制が導入されようとしています。前納を導入するかどうかは、保険者判断ということです。外国人に対する差別的な扱いはやめるべきではないか。4点目、国は再来年の2027年6月から新たなシステムを導入し、外国人の税、国保料の未納者に対して在留許可の更新を原則認めない入管との連携を行おうとしています。国に対して排外主義的な外国人差別につながる入管との連携は中止を求めてほしいが、どうか。次に、マイナ保険証の強制をやめ、資格確認書の一括交付を求めて質問します。国はマイナ保険証の強制はしないと言っておきながら、ついに12月2日で従来の保険証は全て原則廃止をされました。市民は、保険証の廃止を望んでいたのでしょうか。マイナ保険証の解除件数が今年の5月、183件でしたが、8月には397件、10月には427件と増えているのは、マイナ保険証を解除しても従来の保険証と同じ資格確認書が自動的に送られてくるほうが安心だということだと思います。1点目、従来の保険証の期限が切れても来年の3月までは使用できるということを周知すべきではないか。2点目、全ての国保加入者に資格確認書の

一律交付を求めるが、どうか。3点目、従来であれば保険料が払えず、分納している方に短期保険証が発行されていましたが、マイナ保険証になってから短期保険証は廃止をされました。分納している方に正規のマイナ保険証と資格確認書を交付するということになったことは評価しますが、分納もできないで滞納している方は資格確認書に特別療養と記載して、10割負担しなければならない資格確認書が発行されています。マイナ保険証も同様の10割負担の特別療養が発行されます。病気になったときにお金がなくて、病院に行くことを諦めてしまうような特別療養はやめて、受療権を保障すべきです。どうか。

次に、介護保険事業についてです。カメラお願いします。こちらは、介護保険料の推移のグラフです。介護保険のスタート時の保険料は2,718円でしたが、それが今では5,800円です。2倍以上の負担になっています。次お願いします。こちらは、2021年から25年までの介護保険の基金の表です。21年度基金の積立てが4億6,000万円、22年度の基金の積立てが1億5,500万円、23年は1億7,600万円積立て、21年から23年までは基金の取崩しはありません。24年度に初めて2億9,000万円の積立ての取崩しが行われています。25年に5,200万円積立て、基金の残高は37億1,900万円です。次お願いします。こちらは、近隣市の2024年度の基金残高の表です。千葉市が16億3,200万円、船橋市12億7,472万円、松戸市19億8,998万円、我孫子市が13億8,680万円、市川市が20億2,697万円、野田市は3万円、柏市は一番多くて、37億1,900万円です。柏の人口43万人、高齢化率26%で、高齢者人口が約11万人として、単純に計算すると介護保険料を月約940円値下げすることができるだけの基金を持っていると言えます。カメラ終わります。2027年度からの第10期の介護保険料については、基金を活用し、保険料を引き下げていただきたい。どうか。介護保険制度が導入されて今年で25年になりますが、保険料は2倍以上に増えているのに制度はどんどん後退しています。2005年には、施設の部屋代、食事代が全額自己負担になりました。2015年には、一律1割負担だった利用料に2割負担が導入され、特養の入所対象を原則要介護3以上にしました。全国一律のサービスではなく、自治体独自の総合事業を創設、2018年には利用料の3割負担が導入されました。このようにサービスの削減、負担の引上げが繰り返し行われてきました。そしてまた、利用料の2割負担の対象の拡充、要介護1、2の生活援助を総合事業に移行、ケアプランの有料化を行おうとしています。必要なときに必要なサービスが受けられず、国家的詐欺だとまで言われる介護保険制度です。これ以上の利用者負担増は、中止を求めるべきではないか。

次に、生活保護事業について伺います。今年の6月27日、最高裁は画期的判断を下しました。2013年から2015年にかけて、史上最大の生活扶助基準の引下げが行われました。その理由とされたデフレ調整について専門的知見と整合性を欠くものであり、厚生労働省の判断の過程及び手続に過誤、欠落があるとして、引下げが違法であると断じました。この判決に対し、国は違法とされたデフレ調整の減額分を追加給付する新たな水準調整を設け、原告には特別給付としてデフレ調整減額分の4.78%分を追加給付する。しかし、他の受給者には2.49%の減額分を追加給付するという格差をつける不平等な対応策が示されました。最高裁判決の判断に基づき早急に生活保護基準を引下げ前の2013年の基準に戻すよう国に要望して、一刻も早く生活保護利用者の暮らしを支える基準にすべきではないか、どうか。2番目に、利用しやすい生活保護を求めて質問します。1点目、精神障害を持った方と担当者の間でお互いの認識の違いによって何げない発言が利用者的心を傷つけるということが起こっています。精神疾患のある方の対応や生活保護利用者の人権を守る人権研修はどのようにされているのか。2点目、トラブル

があったときに相談できる体制、精神保健福祉士を配置して、利用者と職員とのトラブルを相談できるような環境整備が必要ではないか。3点目、生活保護利用者に対して医療機関で差別的発言があると相談がありました。生活保護利用者だということが周りに分かるような発言があつたり、ジェネリックを殊さら強調されたり、生活保護と一般の方を差別する扱いがされているということです。実態を把握し、差別的な対応をしないように啓発を行ってほしいが、どうか。

次に、加齢性難聴者の補聴器購入費助成の早期実現を求めて伺います。千葉県内でも19の自治体が補聴器購入費の助成を行っています。カメラお願いします。こちらは、流山市の補聴器購入費助成制度の御案内です。流山市では、今年度から助成を実施しています。第9期高齢者支援計画の策定に当たって、令和4年に65歳以上の高齢者3,000名を対象に聞こえに関するアンケートを行っています。聞こえに対して困っていると回答した方が24.6%、その対応していないと答えた方が58.8%という結果が示されました。この結果を受け、補聴器購入費助成の検討が昨年の6月より開始されました。難聴であるということは、日常生活に支障が生じると同時に生活の質を低下させ、コミュニケーション能力の低下により社会参加の機会も減り、認知症の危険因子の一つに該当するとも言われている。補聴器購入費の助成をすることで難聴高齢者の社会参加の意欲向上に寄与するとともに、長寿社会に対応した新たな高齢者サービスを実施するとし、在宅高齢者介護予防・生活支援事業として非課税世帯を対象に1人3万円、50台分の予算を確保しました。カメラ終わります。1点目、柏市でも耳の聞こえのアンケートを行っていますが、どのような結果で、どのように対応しているのか。2点目、流山市のように補聴器購入費を助成することで難聴高齢者の社会参加の意欲向上に寄与するとともに、長寿社会に対応した新たな高齢者サービスを実施しようという考えはないのか。3点目、全国約1,700自治体のうち既に500を超す自治体が補聴器購入費の助成を行っています。柏市の柏市高齢者いきいきプラン21の基本理念は、全ての高齢者がその人らしく、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすまち柏です。この理念に沿って早期に助成を行い、高齢者の社会参加を諦めさせないまちづくりを行ってはどうか。

最後に、ごみの戸別収集の要件緩和を求めて質問します。カメラお願いします。こちらは、近隣市のごみ出し困難者の戸別収集の要件を比べた表です。流山市の要件では、要支援、要介護認定された方、または同程度の方とあります。我孫子市、野田市も同様です。要介護1以上にしているのは松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市です。柏市が一番厳しい要介護3以上です。カメラ終わります。柏市のごみの戸別収集の要件は要介護3以上ということですが、実際には7割以上の方が要介護3未満です。民生委員、ケアマネジャーなどごみ出しが困難と判断した場合に申請して、戸別収集が利用できます。そうであれば、実情に合わせて、要介護3以上という要件をなくすべきではないですか。以上、1問目を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、吉田健康医療部理事。

〔健康医療部理事 吉田みどり君登壇〕

○健康医療部理事（吉田みどり君） 私からは、国民健康保険事業、介護保険事業及び高齢者支援に関する御質問に順次お答えをいたします。初めに、国民健康保険事業に関する御質問にお答えいたします。1点目の保険料引上げに関しまして、まず近隣市において国民健康保険料の引上げを毎年行う自治体はあるのかとの御質問にお答えいたします。千葉県では、令和11年度にいわゆる納付金ベースでの県内市町村の保険料水準を統一すべく取組が進められていると

ところで、各市町村ではそれぞれの手法により広域的な制度運営の開始に向け、計画的な赤字解消が図られている状況です。近隣市におきましても、毎年あるいは隔年で保険料率の改定が行われている市が多数となっております。次に、保険料水準の統一により加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高いほか、所得水準が低いといった国民健康保険の構造的な問題は解決されるのかとの御質問にお答えします。国保の都道府県単位化は、財政運営の責任主体を都道府県とすることにより小規模保険者における財政運営や保険料負担を安定化させ、国保の持続可能性を高めるもので、保険料水準の統一につきましてはその解決策の一つでございます。一方、議員御指摘のような国保の構造的な問題につきましては、国において被用者保険や後期高齢者医療制度など、ほかの医療保険制度との間での様々な財源調整の仕組みにより加入者や保険者の負担調整が行われているところですが、市としましては全国市長会等を通じ、全ての医療保険制度の一元化による解消を国に要望しているところでございます。引き続き制度設計者である国において将来的な医療保険制度の一元化につながるような議論が行われるよう要望してまいります。次に、子ども・子育て支援金制度の中止を国に対して求めるべきではないかとの御質問にお答えいたします。本制度につきましても国の制度として設計されていることから、その是非や制度の在り方に関する議論は制度の設計者である国において行われるべきものと認識しております。市といたしましては、関係法令にのっとり、適切に対応してまいりますとともに、機会を捉え、制度設計者である国において制度の周知、啓発を行うよう求めてまいります。次に、2点目の外国人対応について、まず本市の外国人被保険者にはどのような在留資格の方が多いのかとの御質問でございますが、令和6年度末現在、留学が最も多く、44.64%、次いで永住者が18.14%、家族滞在が8.29%の順などとなっております。次に、外国人の方が国民健康保険に加入する際にどのような説明を行っているのかとの御質問にお答えをいたします。加入手続の際の案内や配布しているパンフレット等の記載内容は、外国人であっても日本人と基本的に同じでございますが、外国語に翻訳された案内チラシや多言語で作成されたパンフレットを配布することにより丁寧な説明に努めているところです。次に、国民健康保険料の前納制度は中止すべきではないかとの御質問にお答えいたします。国民健康保険料の前納については、賦課年度の1月1日時点において日本国内で住民登録されていない者、すなわち海外から入国した転入者を対象に国民健康保険に加入する際にあらかじめ保険料相当額を納めていただくものでございますが、運用方法の詳細が明らかでない部分もありますので、引き続き情報収集に努めてまいります。次に、外国人差別を助長しかねない地方出入国在留管理局との連携は国に中止を求めるべきではないかとの御質問にお答えいたします。本市における外国人の保険料の収納率は日本人の約92%に対して約69%と低く、加入者間の保険料負担の公平性の観点で課題であると認識しております。この状況は本市のみならず、全国的な課題であることから、国では令和9年6月からの公共サービスメッシュによる在留資格審査での滞納情報の活用に向けた検討が進められておりますが、一部の自治体ではそれまでの間地方出入国在留管理局との間で通報スキームを構築し、自治体が滞納者情報の提供を行うといった取組が先行実施されてきたところで、本市におきましても去る12月2日、通報スキームを構築したところでございます。今後通報スキームの具体的な運用方法を検討し、大学や日本語学校など市内関係機関への周知を図った上で、できるだけ早期に運用を開始してまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、我が国に在留する外国人に法令に基づく公的義務を履行していただくことは、よりよい共生社会の実現に資するものであると認識しております。次に、3点目のマイナ保険証に関し

まして、最初に有効期限の切れた従来の保険証であっても令和8年3月末までは使用できることについて周知すべきではないかとの御質問にお答えします。この取扱いは、令和7年11月12日付、厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡、マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について周知により、公益社団法人日本医師会ほか医療関係団体に通知されたものです。具体的には、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してしまった患者や保険者から通知された資格情報のお知らせのみを持参する患者については、令和8年3月末までの暫定的な対応として、医療機関等において3割などの一部負担割合で給付を行っても差し支えないという内容でございます。この通知の中では、次回以降の受診時にはマイナ保険証か資格確認書を必ず持参いただくよう呼びかけてくださいとの記載もありますので、そのような暫定的な取扱いにつきましては現在積極的に周知する予定はございません。次に、国民健康保険の加入者全員に資格確認書を交付したほうがよいのではないかとの御質問にお答えします。資格確認書の交付につきましては、令和6年10月18日付、厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡、資格確認書の運用等に関するQ&Aについて（その2）において、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく資格確認書を交付することはできませんとされており、全員に交付することはできないものと認識しております。次に、特別療養費は中止して、通常の資格確認書を交付すべきではないかとの御質問にお答えいたします。一部負担割合が10割となる特別療養費への資格の変更は、国民健康保険法第54条の3の規定に基づき、これまでの資格証明書と同様の考え方で実施しております。すなわち、保険料を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、再三の納付や相談の呼びかけ等にも応じず、長期にわたり保険料を滞納している方に対し、納付相談の機会を確保するために行うものです。必要な医療をしっかりと受けただくためにも、保険料の納付が困難な御事情がある場合には必ず御連絡をいただきたいと存じます。

次に、介護保険事業に関する御質問2点にお答えいたします。まず、1点目、次期介護保険料の引下げについての御質問です。本市における高齢者人口は、議員御紹介のとおり、令和7年10月時点で約11万4,000人、高齢化率は25.98%となっております。総数としては横ばいの状況ですが、特に医療や介護の必要性が高い85歳以上高齢者数が昨年の同時期と比較して1,011人増加をしております。これに伴い、要介護認定者数は令和7年10月時点で約2万1,000人に達しております。介護認定率は18.6%と昨年の同時期より0.8%増加しております。また、いわゆる団塊ジュニアが高齢者となる2040年には、要介護認定者数は3万人を超える見込みと考えております。このような状況を踏まえますと、給付費が今後大幅に増加していくことは避けられず、介護保険の持続可能性を担保するため安定的な財源確保が必要であると認識しております。介護保険事業財政調整基金についてですが、この基金は今後の高齢化の進展や介護ニーズの増加、制度改革等による財政的影響に備えるための重要な財源であると認識しております。そのため、基金を大幅に取り崩して保険料の負担軽減に充てることは、将来的な保険料の急激な増額を招き、結果的に市民の負担増加につながることが懸念されることから、基金の活用については慎重な判断が必要となります。2点目の利用者負担増の介護保険の見直しについてお答えいたします。現在国の社会保障審議会介護保険部会において、利用者負担の見直しやケアプラン作成費用の有料化などについて、第10期介護保険事業計画期間の開始までに結論を出すこととして、議論が進められております。介護保険の利用者負担割合は、所得に応じて1割から3割

となっております。このうち国は能力に応じた負担の観点からの公平化、また現役世代を含めた保険料水準の上昇をできる限り抑えるため2割負担とする所得基準を引き下げて、対象者を増やすということを検討しております。また、当面は急激な負担増を避けるため増額を3分の1ほどの月7,000円に抑える経過措置の案が示されているところです。この2割対象者の範囲拡大がされた場合、本市で影響を受ける方は50人弱ほどと見込んでおります。市といたしましても、制度の維持の観点から応能負担はやむを得ないものと考えておりますが、必要なサービスを受けることができるよう、経過措置などの概要が示されましたら周知に努めてまいります。

最後に、加齢性難聴の補聴器購入費の助成についての御質問にお答えいたします。まず、聞こえに関するアンケート結果への対応についてですが、本市におきましては直近では令和4年度に実施をいたしました第9期柏市高齢者いきいきプラン21策定に向けて、65歳以上の高齢者3,500人を対象に健康と暮らしの調査の中で聞こえについて確認をしております。回答のあった2,536人のうち聞こえに不自由を感じると回答した方は335人、13.2%でした。また、同じく2,536人のうち補聴器を使っていないと回答した方は1,975人、77.9%でした。また、この3年前の令和元年度調査においても聞こえに不自由を感じる方は13%で、状況に変わりはございませんでした。これらの結果も踏まえ、これまでの本会議においても御答弁をさせていただいておりますとおり、本市では聞こえの低下にいち早く気づいていただけるよう地域包括支援センターへ聞こえに関するチェックシートを配架し、聞こえに関する相談支援を実施しているところです。今後もリスク要因の一つである生活習慣病予防等と併せ、機会を捉えた市民への啓発や適切なタイミングでの専門医への受診勧奨などを通じ早期発見、早期介入に努めてまいります。最後に、流山市の事例や全国の自治体の取組と同様に本市でも助成を行う考えはないかとの御質問についてですが、流山市を含む他の自治体の取組状況については把握をしておりますが、これまで繰り返し御答弁してまいりましたが、補聴器などを用いた補聴による介入が社会参加の減少抑制に有効な効果をもたらすかについてのエビデンスは限定的とされているところです。また、ほかの福祉サービスなどとの優先度や必要性を鑑みますと、現在のところ補聴器購入に対する助成を実施する考えはございません。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 福祉部長。

〔福祉部長 矢部裕美子君登壇〕

○福祉部長（矢部裕美子君） 私からは、生活保護事業に関する御質問2点についてお答えいたします。まず、1点目の最高裁判決に基づいた遡及支給につきましては、議員御質問のとおり、令和7年6月27日に最高裁判所で言い渡された判決内容を踏まえ、国においては本年8月以降に開催された社会保障審議会生活保護基準部会に最高裁判決への対応に関する専門委員会を設置し、審議を得た結果等を踏まえ、11月28日に生活保護費の追加給付等に必要な経費について閣議決定され、令和7年度の国の補正予算に計上されたところでございます。なお、国からは追加給付等に係る詳細はまだ示されていないことから、今後も引き続き国の動向を注視するとともに、必要に応じて近隣自治体の動向も確認しながら適切、迅速に対応してまいります。続いて、2問目の利用しやすい生活保護の改善についてお答えします。ケースワーカーに対する人権啓発や研修は、ケースワーカーの資質向上のために不可欠と考えております。本市では、4月に新規配属職員に内部職員が講師をし、新任者研修を行っているほか、千葉県社会福祉協議会ほか専門機関が実施する研修等、研修の機会を見つけ、積極的に参加できるよう環境整備にも取り組んでおります。今後もこのような機会を積極的に活用し、対応力をはじめとするケ

ースワーカーの資質向上を図ってまいります。また、担当ケースワーカーが精神障害の専門知識を持つ職員に相談する体制を整備すべきではないかとの御質問についてです。生活支援課には精神保健福祉士の配属はありませんが、福祉の専門職である社会福祉士が21名配属され、その中でマネジメントソポーターとして各班1名ずつ指名し、様々な特性を持つ方への対応や処遇について相談できるよう体制を整えております。なお、より専門性が必要な精神疾患等の特性を持っている方の支援につきましては、精神保健福祉士等の専門職が配属されている府内関係部署と連携を図っているところでございます。引き続き被保護者の課題やニーズを丁寧に聞き取るとともに、関係部署と連携しながら相談、援助に取り組んでまいります。最後に、医療機関等における生活保護受給者への差別的な対応に関する御質問についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、生活保護を受給していることはその方の重要なプライバシーであり、これを理由として差別を受けることがあってはならないと認識しております。生活保護の指定医療機関等に対しましては、これまでもプライバシーの保護についてお伝えしてきたところですが、引き続き機会を捉え、周知に取り組んでまいります。また、個別に被保護者や関係者の方から事例のような御相談をいただいた際には、個々に説明を行っていく等、差別的な対応にならないようプライバシーの保護には努めてまいりたいと思っております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 環境部長。

〔環境部長 後藤義明君登壇〕

○環境部長（後藤義明君） 私からは、ごみの戸別収集でありますごみ出し困難者支援収集に関する御質問についてお答えいたします。ごみ出し困難者支援収集は、集積所までごみを運ぶことが困難な方の御自宅に市の職員が直接訪問してごみを収集するもので、令和2年10月の開始から約5年間で665件、838名の方々にお申込みいただき、令和7年11月末現在では457件、571名の方々に御利用いただいているところでございます。御質問のありました支援基準につきましては、要介護3以上など介護度や障害の度合いに基づく支援基準を設けておりますが、これに限らず、個々の心身の状況や日常の生活環境などについて必要に応じて周囲の支援者などから御意見を伺いながら、それぞれの個別事情を総合的に判断し、柔軟に支援対象として認定しているところです。なお、議員から御紹介のありました事例のように、要支援1以上などを基準としている自治体があることも承知しておりますが、本市においては年齢要件も設けておらず、また要介護、要支援の認定を受けていない方であっても実情に応じて支援の対象としており、その割合は全利用者のうち約4分の3となっております。現在支援が必要な方々に御利用いただき、制度の適切な運用が図られていることから、今後の支援基準の在り方につきましてはこれまで同様、要介護3以上などの要件を基本としつつも、個々に抱えているお困りの状況を丁寧に伺った上で、支援が必要な方が漏れなく利用できるよう引き続き柔軟に認定してまいりたいと考えております。なお、支援基準を満たさなくとも柔軟に支援対象としていることにつきましては、ケアマネジャーなどの直接御本人の支援に関わる方々などに広く御理解いただけるよう、引き続き機会を捉えて周知に努めてまいります。今後も支援が必要な市民の皆様が御自宅で安心して生活を送れるよう福祉部局との連携の下、ごみ出し困難者支援収集を継続してまいります。私から以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 第2問、武藤美津江さん。

○14番（武藤美津江君） それでは、今の戸別収集のことから伺いたいと思うんですけども、要介護3というのはどういう状態か。起き上がり、寝返りが自力ではできない、排せつ、入浴、

衣服の着脱などで全介助が必要、こういう状態が要介護3です。あまりに厳しいと思いませんか。

○環境部長（後藤義明君） この基準の設け方の基本的な考え方として、この制度は御自分でごみ出しをしなければいけないんですけども、できない方、困難な方を支援することを目的としております。その観点で、制度上一定の基準としては要介護3、御自分だけでは生活できず、支援の必要な方を一つの基準とさせていただいております。また、それよりもう少し軽度の方に関しては、個別の事情に応じてごみが出せない方については、事情に応じて認定をしているところでございます。以上でございます。

○14番（武藤美津江君） 今戸別収集を利用している方で要件を満たしていない方、4分の3がそうだというお話をありましたけれども、そういう方はどういう方なんでしょうか。

○環境部長（後藤義明君） お答えいたします。支援をしている方に意見とか意見書を出していただいたら、直接お話を聞く中では、やはり足腰が弱ってしまっていて、外を歩くことができないだとかいう方が多いかなと思っております。以上でございます。

○14番（武藤美津江君） それであれば、要介護3ということではなくて、今おっしゃった、環境部長おっしゃいましたけども、足腰が弱くて、ごみ出しができない方という、そういう要件でいいんじゃないですか。

○環境部長（後藤義明君） お答えいたします。私どもとしましては、御自分でごみを持って外に出れない一つの基準としましては要介護3という形を取っているところでございます。以上でございます。

○14番（武藤美津江君） そのような、今要介護3の状態がどういう状態か言いましたけれども、ただごみを外に持っていくことが困難だという方ではないですね。もっと非常に重たい症状がある方が要介護3になっていますので、ぜひごみ出し困難でどうしてもごみが一人で出せないという方については誰でも戸別収集ができるような形で要件を見直していただきたいと思います。

それでは、補聴器購入費助成について伺います。流山市のアンケートの内容は、生活の中で聞こえについて困っていますか、どのような場面で困ると感じますか、聞こえの困り事に対応していますかと聞いています。柏市のアンケートでは、あなたは耳がよく聞こえますか、補聴器を持っている人は使っている状態を教えてください、あなたは補聴器を使っていますか、補聴器を使っている人にお聞きします、使っている場合は補聴器をついている時間はどのくらいですかと聞いています。流山市のアンケートでは、実際に今耳の聞こえが悪くて困っている人がどのくらいいて、何に困っていて、どのような対応しているのかを聞いています。柏市のアンケートでは、補聴器をついている状態で聞こえがいいか悪いかも含めて聞いています。既に補聴器をついている人がどのくらいいて、補聴器を使用している時間がどのくらいなのかを聞いています。次期アンケートをするときには、流山市のように補聴器をついている人を対象にするんではなく、現状として耳の聞こえで困っているのか、困り事が何か把握できるようなアンケートを行う必要があると思いますが、どうですか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） お答えいたします。本市が今各3年ごとに行っている調査といいますのは、健康と暮らしの調査といいまして、国が定める介護保険計画策定のための基礎調査として推奨されている調査事業になっております。全国でたくさんの自治体が参加をしているものとなっております。柏市では2010年よりこの調査に参加しております、経年変

化の把握ができるということと併せて、調査に参加したほかの自治体との比較であったり、小圏域ごとの特性の把握ができるなどのメリットがありますので、この当該調査を今後も継続をしていくという予定にしております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 先ほど耳の聞こえの悪い方が13%というお話をありましたけれども、結局補聴器をつけた状態で聞こえるか聞こえないかというのも含めて聞いてるので、そういうふうなちょっと13%しかいないというような結果が出ているのではないかと思うんですけれども、柏市としてその聞き方についても柏市が補聴器購入費の助成をしたくないというか、そういうための調査になっているんじゃないですか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 繰り返しますが、調査項目は全国共通で決められている内容になっているため、それを使って調査をしているというものです。以上です。

○14番（武藤美津江君） 全国共通といいますけれども、流山市では独自に今お話ししたようなアンケートを行っているわけです。生活の中で今困っている状態、聞こえについて不便はないですかとか、そういうことをやっぱり聞いて調査して、どういうことに困っているのか、それに対応するにはどうしたらいいのかということを考えていくということが大事じゃないですか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） お答えします。調査の目的であったり、何を調査で聞くかというところによって調査の項目や対象となるテーマが変わってくるのかなというふうに思いますが、現状では聞こえに特化して何か調査をするというような予定はございません。

○14番（武藤美津江君） 今全日本年金者組合の大坂府本部のホームページというところで自治体、議会関係者の皆さんへという補聴器関連の資料があります。これぜひ皆さん見ていただきたいと思うんですけれども、31ページにわたる資料です。この資料は、高齢者の聴力検査健診制度の創設と加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求めるまちづくりの運動に力を尽くしていらっしゃる、こういう年金者組合の方たちが資料として掲載しているものなんですけれども、ぜひ皆さん御覧いただいて、今議会でも高齢者の補聴器購入費助成を求める請願と、あと私ども日本共産党が意見書も提出していますので、ぜひ参考にしていただいて、いずれも賛成していただきたいと思います。自民党さんや公明党さんの補聴器に対する資料なども入っていますので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

次の質問になります。生活保護についてなんですかと、命のとりで裁判は10年前全国で1,000人の原告が立ち上がり、心ないバッシングに耐えながら闘ってきました。最高裁で基準の引下げが違法であるという結論が出ているのに最高裁の判断に従わず、新たな基準を設けて引下げをするなど許されません。そもそもこの生活保護基準の引下げは、保護基準を1割引き下げるという自民党の公約のため民主主義的な手続がゆがめられ、生存権が侵されました。国民の生活保障向上を目指しているはずの厚労省が国民をだましていたということが大問題です。謝罪や被害の回復はもちろんですが、このようなことが二度と起こらないためのきちんとした検証も絶対に不可欠です。国に対して厳しく意見をしていただきたいが、どうですか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えします。今の御説明のとおりなんですかと、市のほうには詳細等どういうものかというのがまだ来ていませんので、詳細等が分かりましたら、また確認しながら適切な対応を取っていきたいと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 生活保護費の基準の引下げによる関係施策が47あると言われていますけれども、市としてもどんな影響があるのか調査する必要があると思いますが、どうですか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えします。生活保護の引下げに関する他の制度への影響ということは、毎回基準改定のたびに起きているお話でもありますので、私たちもしっかり国から出る前でもそこの推察はできますので、その辺りはきちんと今から精査はしていきたいと思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 生活保護利用者の人権侵害に当たる基準の引下げを最高裁判決に基づいて全額遡及支給すべきだと思います。

次に、介護保険について伺います。基金についてですが、介護保険法の保険料の徴収第129条の3項では、市町村が定める保険料はおおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされています。この条項に変更はありますか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） お答えいたします。そのような記載があることは承知しております。その前提といたしまして、保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予定額、地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額などを総合的に考慮した上で、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものとされておるというふうに認識しております。

○14番（武藤美津江君） 平成20年の12月25日の厚労省老健局介護保険課の資料では、基金の取崩しの考え方として、当該基金は3年間の中期財政運営を行うことから生じる剩余金を適切に管理するために設けられているものであること、介護保険制度においては計画期間内に給付に必要となる保険料については各計画内における保険料で賄うことを原則とし、保険料が不足する場合には財政安定化基金から貸付け等を受けることができること、被保険者は死亡、転居等により保険料を納めた保険者の被保険者でなくなる場合があることなどから、本来は当該基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものであると言っています。基金のため込みはやめて、全額保険料の引下げに使うべきではないですか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 原則としてはそういうものだというふうに認識はしておりますんですけども、実際千葉県内の37市の状況見ますと、全額を投入しているのは4市にとどまっています。また、一切使わないと言っている自治体も3市ありますと、そのほかは一部投入というような状況で、これはなぜかといいますと、今回も次期介護保険計画の今検討しているところ、また物価高騰支援のために報酬改定を前倒しで行うべきかどうかみたいな議論も今されている中で、こういった期間の途中で何か起きたときにやはりある程度のストックがないとそういう対応ができない、その次の期の保険料に大きく影響してしまうということが考えられますので、現状のやり方で特段問題はないのかなというふうに考えております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 原則は原則としてやっぱりしっかり守っていただきたいと思うんですね。3年間で賄うべき基金が柏市の場合特に多いわけです。ということは、保険料が高過ぎた、保険料取り過ぎたということになるんじゃないですか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） お答えいたします。県内の他自治体、それから中核市周辺自治体などを比較してみましても、柏市の保険料が決して高い水準ではないです。どちらかというと低めの設定になっておりますので、その辺りも考えて、特段問題はないのかなというふうに思っておりますが、今後の情勢、それから将来推計など見越しながら、なるべく大幅な引上げにならないよう次期検討を進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） ぜひ基金の取崩しを行って、保険料が値上げされるようなことのないようにしていただきたいと思います。それから、12月末までに結論を出すと言われている介護保険制度の負担増などの見直しについてです。利用料1割から2割負担へ、2倍になつたら利用していたサービスが受けられなくなり、利用者の身体的、精神的状態の悪化、家族は介護離職など介護負担、経済負担の増大など利用者世帯の生活の質の後退をもたらすのではないでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 可能性としてサービス利用に影響を及ぼす可能性があるということは、そうであるかもしれないというところで認識はしております。ただ、先ほども御答弁しましたとおり、当面急激な負担増を避けるために経過措置なども国も検討しているというような状況もありますので、必要なサービスが適切に利用されるように周知、相談支援に努めてまいりたいと思います。

○14番（武藤美津江君） 経過措置といつても結局2割負担が増えるということに変わりはないわけで、現時点では負担可能であっても加齢とともにサービスを増やしたり、施設に入所したりするなど、利用負担が今までどおり続けられるかどうか、将来的な不安など、やっぱり2割負担の対象拡大については重い負担になると思うんですけれども、どう思いますか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） そういう御心配や御不安があるということをきちんと把握、認識をしているところですが、一方で応能負担といいますか、所得のある方についてはそれなりの負担をしていただくというところも制度維持のためには必要な方策かなというふうに考えております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 応能負担と言いましたけれども、今まで1割でよかつた方が収入変わらなくても対象の拡大によって2割負担になってしまふということですね。それは、応能負担って言えるんでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） これまでどおりということを求めていらっしゃるところ、それからそれがないと、このサービスがないと成り立たないというような状況にある方もおられるかと思います。個別の事案については、ケアマネジャーや地域包括支援センター、また市のほうとも御相談をしていただきながら、なるべくサービスの質の低下が起きないように我々も相談支援、対応していきたいと思います。以上です。

○14番（武藤美津江君） また、ケアプランの有料化についてなんですけれども、これまで何度も議論がされ、先送りにされてきたケアプランの有料化ですが、住宅型有料老人ホームの入居者に自己負担を求める方向で最終調整に入ったという報道がありました。ケアプランの有料化が先送りにされてきた理由というのは何だと思いますか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） これも社会保障審議会などの会議の状況見ますと、それぞれの事業体やお立場で様々な意見が出ておりましたので、それらを調整するのに非常に時間がかかっているのではないかというふうに推察しております。以上です。

○14番（武藤美津江君） ケアプランは、介護サービスを利用する入り口であり、ケアプランが無料であることでサービスを使いやすくする役割があると思います。介護保険サービスを利用するためにお金がかかると、ケアプラン作成依頼そのものを断り、本来利用すべき介護サービスを削る利用者が出て、結果的に要支援、要介護の重度化につながるのではないかでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 介護支援専門員がプランを作成する場合には、そこは自立支援、重度化防止に向けたケアマネジメントをきちんとやっていただきたいというふうに思

っておりますが、一方で介護支援専門員に依頼をせずに、いわゆるセルフプランと言われるものですか、自分でつくるというようなことを選ばれる方も毎年若干いらっしゃいますが、そういった場合にはしっかりと市のほうで給付管理の中で適切かどうかというのを一緒に検討していきたい、相談に乗っていきたいというふうに思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 今おっしゃったように、自分でケアプランを作成するセルフプランが拡大するのではないかと心配されます。介護保険制度やサービスを十分理解していない素人がセルフプランをすることで、実際に介護を提供する現場と衝突するなど余計な手間がかかるリスクがあると言われますが、どうですか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） そのためにも介護支援専門員のほうを御案内し、おつなぎするといったことを積極的にやっていきたいと思います。以上です。

○14番（武藤美津江君） 有料化により過剰な要求が増える可能性があり、公平、公正、中立な立場を貫くことが難しくなるというケアマネジャーの意見もあります。利用者にもケアマネジャーにも負担を強いいるケアプランの有料化は、中止を求めてほしいと思います。

次に、マイナ保険証についてです。ある病院で待合室が患者さんであふれています。こんこんとせきをする子供が窓口で背伸びをしながらマイナ保険証の顔認証に挑んでいました。背が低いので、カードリーダーに顔が届きません。母親がよいしょとだっこして、ようやくできました。従来の保険証であれば、患者さんが保険証を窓口の職員に渡して、職員が確認をするだけで診療を受けられます。それだけで安心できる国民の皆保険の土台である保険証の復活を求めてはどうでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 医療機関に対してもマイナ保険証になることでの対応についてはあらかじめ検討していただきたい旨も通知がなされているというふうに認識をしております。先ほども御答弁をいたしましたとおり、国の方針にのっとって我々肃々と進めてまいります。

○14番（武藤美津江君） 後期高齢者には、資格確認書が交付されています。障害者にも同じように資格確認書を交付してはどうでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 先ほどよりお答えしてまいりますように、資格確認書、一律に交付するものではないと。本人の申請により交付しますので、障害の有無ということにかかわらず、申請をしていただいて、対応させていただきたいということです。

○14番（武藤美津江君） 全国保険医団体連合会の最新のアンケート結果では、直近でも7割以上の医療機関でカードリーダーの接続不良や認証エラーなどのトラブルがあったと回答しています。こうしたトラブルがあったときに、約8割の医療機関では患者が持ち合っていた従来の健康保険証で確認したといいます。従来の健康保険証に代わる資格確認書の一律交付を求めます。国保についてなんですかけれども、厚労省は10月17日、国保の滞納で医療費の窓口負担となった世帯から自己負担が困難だという申入れがあれば、自治体の判断で負担を3割にできるとする事務連絡を出したということですが、柏市にも事務連絡は来ていますか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） その通知については把握しております。

○14番（武藤美津江君） 今回の事務連絡は、国保料の滞納世帯が医療を受ける必要性が生じ、医療機関に対して10割負担が困難であるという申出が行われた場合、特別療養費の支給に代えて療養の給付を行うことができるというのは、滞納世帯の方に窓口負担で3割で済むよというような周知、そういうことはどのようにするんでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） これにつきましては、医療費の一時払いが困難である旨の申出が行われた場合の対応ということになりますので、それぞれの御事情を伺うような性質のものを一律の周知をするというのは、ちょっとなじまないかなというふうに思っております。ただ、必要な医療を受けていただくためにも、納付が困難な事情があるといった場合には必ず御一報いただきたいというふうに思っております。以上です。

○14番（武藤美津江君） ぜひ周知も徹底していただきたいと思います。それから、外国人の対応について伺います。外国人の国保加入者のうち最も多いのが留学生ということでした。10割負担の特別療養になっている外国人というのは何人いますか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 4人となっております。以上です。

○14番（武藤美津江君） 12月7日付の東京新聞の1面に国保料の前納で外国人区別という記事がありました。その中で、杉並区では外国人の納付率が低い原因を探るため独自に区内の日本人と外国人の滞納世帯率を年齢別で算出、全年齢では外国人の滞納率は日本人の2倍超えの約44%でしたが、39歳以下の若年層に限れば日本人が48%で、外国人を4ポイント上回った。一般的に医療にかかる機会が少ない若年層は、国保料の納付率が低い。その傾向は、外国人も日本人も変わらないとしています。外国人の場合、若年層の多さが全体の納付率を押し下げている側面があり、外国人か日本人かというより年齢構成が納付率に反映しているのではないか、こうした点もきちんと調べて、対応すべきだと思います。

○議長（坂巻重男君） 以上で武藤美津江さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午後 3時10分休憩

○

午後 3時20分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、若狭朋広さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔4番 若狭朋広君登壇〕

○4番（若狭朋広君） れいわ新選組の若狭朋広です。通告書に従い、質問いたします。まず、項目1、柏中学校区の義務教育学校についてです。本件は、令和6年度9月定例会において全会一致で採択された請願第20号、柏中学校区の小中一貫教育の推進について丁寧な進め方を求める請願書の内容と深く関係します。この請願の主旨は、計画による影響をメリットだけでなく、デメリットも含めて丁寧に説明すること、3校統合以外の選択肢についても検討状況を示すこと、地域住民、保護者に丁寧な説明を行うことでした。この請願は、176名の署名を伴い、議会として丁寧な進め方を市に強く求めたものです。今年6月の定例会でも私はこの件について質問いたしました。その際、教育総務部長からは請願20号の採択を受けてどのような取組を行ったかという点について答弁いただきました。その内容は、要望に応じて実施する出前講座型意見交換会や地域協議会が主催する意見交換会が開催されたこと、令和7年度の新1年生が対象の就学時健康診断においての相談ブースの設置、柏中学校の1年生、2年生と柏第一小と旭東小の5年生、6年生へ動画を視聴してもらい、タブレットから回答フォームによるアンケートの実施などがありました。しかし、どれも言わば状況を見守る段階にとどまり、行政とし

ての積極的な働きかけが十分に示されているとは言い難いです。資料1の掲示をお願いします。10月2日付で柏中学校の敷地外側に開発事業等構想公開板が4か所設置されました。この公開板は、柏市開発事業等計画公開等条例に基づくもので、地域住民が早期に計画の存在を知り、意見を述べる機会を確保することが目的です。画面戻してください。6月定例会の一般質問の際に私が聞き取りをした柏第一小学校、旭東小学校、柏中学校近隣にお住まいの方々に再び聞き取りを行いました。その後市からの説明はない、計画がどこまで進んでいるのか分からず、誰に聞けばよいのか分からずといった声がありました。また、土曜日に旭東小学校のグラウンドに来ていた保護者の方々7名に対して、柏中学校の周りに公開板が建てられたことについてどう思うか聞き取りを行いました。この計画のことはうわさで知っていたが、意見があつてもどこにどうやって言えばいいのか分からず、そもそも意見を言えるだけの情報がないと話していました。柏西口第一公園に来ていた親子連れの方々5名にも公開板が立てられたことについて聞き取りを行いました。もう工事が始まるんですか、この公開板が立ったということは計画が決定したんですかという質問を受けました。これらの声は、市による丁寧な説明が行き届いていないために地域で不安や混乱が生じていることを示していると言えます。義務教育学校の整備は、地域の生活環境や子供たちの学びに直結する大きな計画であり、本来であれば市が先んじて丁寧に情報を届け、疑問に答え、意見を聞き取る体制を整えるべきものです。請願20号が求めた丁寧な進め方とは、まさにその点であると考えます。開発事業等構想公開板の設置により計画が地域に正式に示された今こそ、市として主体的に動くべき重要な局面ではないでしょうか。そこで、伺います。公開板の設置というこのタイミングで自治会や地域住民に対する説明会を市として開催すべきと考えますが、市の見解をお示しください。

次に、項目2、市営住宅について伺います。令和5年度に3回にわたり開催された市営住宅あり方協議会から既に1年8か月が経過しました。協議会の提言を踏まえ、本市は根戸団地、宿連寺団地、高野台改良団地、向原団地の4団地を2034年から2044年にかけて順次廃止する方針を示しました。また、既に廃止が決定している高柳第3団地については、11月27日時点で6世帯全てが退去、転居を終え、今後は建物解体、借地の返還へと進む予定です。一方で、建物の将来方針は示されましたが、入居者の高齢化、空き室の増加に伴う共益活動の維持が困難であること、共益費徴収管理の負担、さらには草刈り、配管清掃の手配、落ち葉清掃などの共益作業をめぐる入居者間のトラブルも生じており、日常生活に直結する課題は深刻化し、これまで自治で維持してきた仕組みそのものが成立しなくなりつつあります。こうした事態については、令和6年3月定例会、6月定例会、9月定例会と私は繰り返し議会で取り上げてまいりました。しかし、改善は進まず、もはや現場の努力や担当課の対応だけでは限界に達していると言わざるを得ません。したがって、この問題は担当部局だけでの所管として扱える状況ではなく、市長として市営住宅行政の優先度をどのように位置づけ、今後どのような方向性で解決に向けて動くのかが強く問われています。市長に伺います。(1)、老朽化、高齢化への対策について。あり方協議会終了から1年8か月が経過しましたが、老朽化への対応、そして入居者の高齢化に伴う支援について現在どのような取組が進んでいるのか、具体的な方針をお示しください。次に、(2)、収入超過者認定通知書と家賃決定通知書の送付時期についてです。この課題は令和6年6月定例会でも取り上げましたが、改善が見られないと、再度伺います。市営住宅の入居者は年1回の収入申告を行い、その内容に基づいて翌年度の家賃が決まります。一定以上の収入がある入居者には収入超過者認定通知書が送付され、退去するか、増額された家

賃で継続するか判断を迫られます。しかし、これらの通知が例年2月に届くため、引っ越しを検討せざるを得ない入居者にとって繁忙期の住み替えは極めて困難です。生活に大きな影響を与える通知である以上、送付時期の前倒しは不可欠と考えます。せめて年内の12月に送付することはできないか、改善の余地について市の見解を伺います。次に、(3)、退去時の予備検査と補修期間中の家賃負担についてです。市営住宅の退去に際しては、入居者が家財を全て搬出した空き室状態で予備検査を行い、その後約2週間の補修期間を経て本検査を受けた後、鍵を返却する流れとなっています。しかし、現状では補修期間中も家賃が発生します。入居者は既に家財を搬出し、新規へ転居しているにもかかわらず家賃を支払うことになり、生活に余裕のない方にとっては大きな負担です。そこで、伺います。予備検査を家財が残る状態で実施する運用に改めることはできないか、または予備検査から本検査までの補修期間に発生する家賃を免除できないか、市の見解を伺います。

次に、項目3、公園のトイレについて伺います。令和5年12月議会、令和6年9月議会において公園トイレの課題を繰り返し指摘してきました。本市が令和5年9月25日から10月16日に実施した公園利用実態調査では、18歳から79歳までの市民4,000人を無作為に抽出し、2,500件の有効回答が得られました。最も多かった要望が清潔なトイレが欲しいというものでした。この結果を受け、本市は公園トイレ快適化計画の策定に向け、令和7年1月16日から3月23日にかけて外部委託でトイレの健全度調査及び快適度調査を実施しています。委託費は594万円。調査内容は、建物の健全度をA、B、C、Dの4段階、快適度は臭い、明るさ、汚れをゼロから3で評価し、市内48公園88か所のトイレをチェックするというものです。私は、その評価一覧というのを資料要求し、特に評価が高いトイレと低いトイレを中心に再度現地で確認しました。資料2の掲示をお願いします。まずは、こんぶくろ池公園の駐車場側のトイレです。健全度は低いC評価、しかし建物の劣化は私には見受けられず、便器も比較的新しく、臭いもありませんでした。補修が必要な箇所も見当たらず、下から2番目のC判定には疑問を持ちました。次の資料3の掲示をお願いします。あけぼの山公園トマトハウス内のトイレです。健全度はB、便器はきれいで、床に黒ずみはあるものの、これは清掃では落ちない性質の汚れであり、臭いは全くありません。小便器、洋式便器、どちらも近づいて確認しましたが、臭いはありませんでした。それにもかかわらず、臭いの評価は下から2番目の2とされていました。次の資料4をお願いします。こちらは、千代田町公園のトイレです。健全度はA、臭いも最良のゼロ評価。しかし、男性用小便器は強い臭気があります。2年前に私が確認したときも同じく臭かったことを記憶しています。次の資料お願いします。しいの木公園のトイレです。こちらは、臭いこそ感じられませんでしたが、汚れが非常に目立つ状態でした。先ほどのトマトハウスのトイレよりも明らかに汚れがひどいにもかかわらず、汚れの評価は上から2番目の1とされています。一方、トマトハウスは2、この違いは現地の状況と評価結果が異なっており、評価の根拠が分かりませんでした。さらに、このトイレには大きな問題があります。男性用小便器に仕切りがなく、外から丸見えになっている点です。利用者のプライバシーが確保されておらず、とてもここで用を足そうとは思えない状況でした。また、近くを通りかかった人にとっても視界に入ってしまい、不快な気持ちになりかねません。健全度はC評価でしたが、今後の建て替え検討の対象には含まれていません。まずは、視線を遮る仕切りを設置するなど、最低限の改善が必要ではないでしょうか。次の写真お願いします。松葉第二近隣公園、松葉第一近隣公園、高野台児童遊園のトイレです。どちらも男性用小便器に臭いを吸い込むと健康に影響のあるトイレ

ボールが設置されていました。このことを2年前の議会でも私は指摘しました。そして、令和6年8月に市内全てのトイレにおいてトイレボールを撤去したと報告を受けましたが、再度設置されている状況でした。次お願いします。松ヶ崎中央公園の男性用トイレの手洗い場です。こちらも2年前の議会で指摘しましたが、手洗い場の配管から水漏れが続いています。蛇口を使用すると、数秒後に配管の下から水が滴り落ちます。2年間も修繕されない特別な理由があるとは考えにくい状況です。トイレボールもまた設置されていました。画面戻してください。このように公園トイレ快適化計画の調査結果と私が現地で確認した実際の状況には、少なからず乖離が見受けられました。また、比較として松戸市の公園トイレ10か所を確認してきました。資料8の掲示をお願いします。こちら松戸市のあべりあ公園と新松戸南公園のトイレです。どちらのトイレも建物自体は古いのですが、トイレ清掃が非常によく行き届いており、臭いもなく、快適に利用できる状態でした。さらに、トイレットペーパーも常に1個から2個タンクの上に補充用として置かれていることを確認しました。次の資料をお願いします。松戸市のしょうぶ公園と山王公園のトイレです。経年劣化による汚れこそ目立ちますが、臭いが一切感じられなく、特に洋式便器は新しい状態を維持しており、使ってみてとても快適に感じました。画面戻してください。このことから、公園のトイレは必ずしも新しい設備でなくても適切な清掃と日常管理を徹底することで十分に快適に保つことができると改めて感じました。本市のトイレ清掃、維持管理体制が公園利用の満足度に直結しているということを強調したいと思います。そこで、伺います。(1)、今回の健全度、快適度調査の結果を受け、これまでにどのような改善を行ったのか、お示しください。(2)、健全度調査及び快適度調査の評価基準はどのように設定されたのか、また調査を行った人員体制や具体的な調査方法についてお示しください。以上、第1問といたします。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 私からは、市営住宅における老朽化と入居者の高齢化への対策についてお答えをいたします。柏市営住宅あり方協議会は、令和5年度に開催し、御検討いただきました。その中で、建築物としての耐用年数の近い根戸、宿連寺、高野台改良住宅及び向原の4団地の廃止とその代替策や管理、運営方法について御意見をいただきました。4団地廃止に向けた方策としましては、まずは今後も使用していく団地を最大限活用すべくリフォームを推進し、空き部屋を減らしていくことに優先的に取り組んでまいります。その上で、民間住宅の借り上げや民間賃貸住宅入居者への家賃補助など多様な供給方法が考えられることから、これらを組み合わせて実施することも含め最適な方法を検討してまいります。このことについては、公共施設等総合管理計画にも位置づけ、耐用年数を見据えて適切に進めてまいります。また、あり方協議会では管理、運営に係る御意見もいただいておりますが、市営住宅は低額所得者の生活の安定と福祉の増進を図るために設置している住宅ですので、入居者が安心して住み続けられるよう適切な管理、運営に努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 教育総務部長。

〔教育総務部長 中村泰幸君登壇〕

○教育総務部長（中村泰幸君） 私からは、柏中学校区の義務教育学校に関する御質問にお答えいたします。現在柏中学校の敷地に設置しております開発事業等構想公開板につきましては、議員からも御紹介がありましたとおり、柏市開発事業等計画等条例に基づき地域における良好

な近隣関係の形成を目的として、令和7年10月2日に計4か所に設置いたしました。なお、市が実施する事業につきましては、この条例の規定によらず関係者との調整を行うことが可能であり、また施設の性格等により周知や説明の範囲を一定に定めることができることから、近隣住民に対する説明義務のほうは規定されておりませんが、この構想公開板では計画されている事業についての説明を希望する場合や意見を伝えるときの手続方法を御案内しているところです。また、設計段階におきましては、今年4月に関係する3校の教職員、PTA役員、学校運営協議会で構成される地域協議会施設分科会において、事前の説明を実施しております。今後事業が進み、工事を実施する段階になりましたら、工事着手前に改めて近隣住民の皆様への周知を行う予定でございます。次に、令和6年第3回定例会において丁寧な説明を行うことを求める請願が採択されたことを踏まえ、住民への説明会を開催するべきではないかとの御質問でございますが、市教育委員会といたしましても関係校の保護者をはじめ、学区内にお住まいの未就学児童の保護者並びに地域住民の皆様に対し計画の内容を丁寧にお伝えし、御理解を求めていくことは大変重要であると考えております。このような認識の下、令和6年2月から6月にかけて対面及びオンラインを含め計19回の説明会を実施するとともに、御意見、御要望を受け付けるインターネット投稿フォームを設置しているところです。また、市ホームページ上において義務教育学校の概要を説明する動画を公開し、これまでに2,600回を超える視聴が確認しております。さらに、地域協議会での検討内容を紙面にまとめ、これまでに7回発行し、町会、自治会、近隣保育園等を通じて周知を行っております。また、今年度の状況ですけれども、昨年度と同様に柏第一小学校及び旭東小学校の就学時健康診断において、次年度入学予定対象児童の保護者を対象とした相談ブースを設置し、リーフレットの配付及び意見交換の実施を行っております。柏第一小につきましては今年度は80名、旭東小学校につきましては42名の方が参加されております。今後も地域協議会における意見交換を継続するとともに、様々な機会を捉えた情報発信に取り組み、関係する皆様の御理解と御協力を賜りながら丁寧に進めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 都市部理事。

〔都市部理事 沢 吉行君登壇〕

○都市部理事（沢 吉行君） 私からは、市営住宅についての御質問3点についてお答えいたします。まず、1点目の市営住宅あり方協議会を終えて1年8か月たつが、老朽化と入居者の高齢化への対策はどうなっているかとの質問にお答えします。令和5年度に開催したあり方協議会では、市営住宅の将来的な供給方法や管理運営方法などに対して御意見を頂戴いたしました。その中で、空き部屋対策とともに子育て世帯や若者世帯の居住誘導について御意見をいただきました。これにつきましては、リフォーム数を増やして、入居者募集する部屋数を増やすこと、入居方法の工夫により空き部屋とならないようにすることにまずは取り組んでおります。具体的には、入居募集について定期募集に加え、新たな試みとして継続募集を始めたことで空き部屋となることなく、募集した部屋全て入居者を決めることができました。さらに、今後市営住宅の高齢化対策の一環として、子育て世代など若年世代の居住誘導にも努めてまいりたいと考えております。次に、共用部分の維持管理が難しくなってきている問題につきましては、公共施設全体の取組としてのLED化が市営住宅も対象となっており、既にLED化が完了した団地の負担軽減に寄与しております。今後も共益費の負担軽減方策について検討してまいります。また、浴槽、風呂釜がない住戸の問題につきましては、新規に募集する住戸から浴槽、

風呂釜を設置することとしております。今後も居住者の御要望、御意見に耳を傾けながら、入居者が安心して暮らせるよう各種改善に取り組んでまいります。次に、2点目の収入超過者認定通知書と家賃決定通知書の送付を12月までにできないかとの御質問にお答えします。市営住宅の家賃は、入居者の収入に応じて毎年の家賃が変動する仕組みになっており、収入認定及び家賃決定は毎年度実施しなければならないものとなっております。入居者の翌年度の家賃決定に必要な手続としまして、まず7月に入居者全員から課税証明書等を添付した収入申告書を提出していただいた上で、10月1日を基準日として収入認定に必要な証拠書類等を10月以降に収集いたします。これを基に作業を行っていきますが、この中では各世帯1件1件について扶養状況をはじめとする各種情報をチェックし、必要に応じて府内他課や他市から情報を収集したり、書類未提出の方や税の未申告者への催促をしたりなど、漏れのない確実な情報を基に認定できるように進めております。さらに、証拠書類等と入力データの突き合わせや前年収入データとの差異の原因分析を複数人、複数回で全件行った上で収入認定をし、家賃の決定や収入超過者の確定などを行うという流れとなっております。誤りがあつてはならないことから、慎重な作業を行っております。また、前年データとの差異により家賃算定上の月収区分が変更になるような場合には、税情報をより入念に確認し、過大徴収や過少徴収にならないよう1件1件の御事情に目を向けるようにしております。例年2月下旬に次年度の家賃を通知しておりましたが、議員からの御指摘も踏まえ、今年度家賃については2月初めに行っております。また、来年度家賃につきましては、1月中に通知を行えるよう準備を進めております。議員御質問の12月までに収入超過者への通知と家賃決定通知を送付できないかということにつきましては、事務改善を行いながら、さらに早く通知できるか検討してまいります。最後に、御質問の3点目、退去の際の予備検査を家財のある状態で実施できないかとの御質問にお答えします。市営住宅を退去する際の手続ですが、まず市営住宅明渡し届を提出していただき、指定管理者が実施する予備検査を受けていただいております。その後必要な補修をし、原状回復をした上で本検査を受けていただき、鍵を返却していただくという議員御紹介のとおりの流れとなっております。議員御質問の予備検査後の補修期間の家賃を免除したらどうかということについてですが、補修が行われたことが確認できなければ明渡しを認めることはできませんので、本検査を行う退去日までの日割りで家賃は発生します。また、その間の家賃を減免する制度はございませんが、本検査の日程調整などを含め退去者と相談しながら、手戻りのないよう努めてまいります。また、家財のある状態での予備検査ができないかにつきましては、本検査時に新たな補修箇所が見つかってしまうなどの可能性があり、この場合さらに追加で補修を行う必要が出てくることから、結果として時間も家賃も余計にかかってしまう可能性もございます。相当数の検査経験、入居者からの御相談なども踏まえてやっている予備検査方式なので、現時点で変更する予定はございません。今後も退去者と協議しながら速やかで円滑な退去手続に努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 都市部長。

〔都市部長 坂齊 豊君登壇〕

○都市部長（坂齊 豊君） 私からは、公園のトイレ清掃についてお答えいたします。初めに、公園トイレ快適化計画についてでございます。市では、柏市緑の基本計画の見直しに先立ち公園の利用実態を調査し、現状を把握するため令和5年9月に市民アンケートを実施いたしました。その結果、約7割の方から公園に求める施設として清潔なトイレを要望する声をいただき

たことから、まずは市内の公園にある約80基のトイレの現状を調査し、その上で快適にトイレを利用いただくための有効な手法を検討することを目的に令和6年度に調査を行ったところでございます。トイレの現状調査では、建物本体の劣化具合を評価する健全度と設備の状態について臭い、明るさ、汚れの調査判定を行い、その結果に基づき各トイレについて内外装の改修や便器の洋式化、照明のLED化など快適なトイレとするための改修項目を整理いたしました。これを基に今年度は柏西口第一公園のトイレにおいて外壁の改修や和式便器の洋式化、薬品を使った床清掃などを進めているところでございます。なお、他の改修が必要なトイレにつきましても、次年度以降計画的な改修を進めていきたいと考えております。次に、健全度調査と快適化調査の評価基準についてございます。まず、健全度調査につきましては、建物の劣化具合をはかる指標として金属類の腐食や摩耗状態、コンクリート構造であればひび割れや剥離、全体的なぐらつきや傾きの状態から4段階で評価しております。快適化調査については臭い、明るさ、汚れといった項目についてそれぞれ4段階で評価しております。なお、調査員が現地で臭いを嗅ぐ、明るさや汚れを目視で確認するとともに、臭いセンサーや照度計も活用しながら調査を行っております。これらの判定結果につきましては、調査実施日の天候、気温、清掃直後か清掃後時間がたっているかによっても左右される可能性がございます。調査結果とその後現場で感じられる状態に差異が生じる可能性もございます。このため、改修工事の実施に当たりましては、設計段階で市の職員が直接現地の状況を改めて確認いたしまして、より効果的な改修に努めております。いずれにいたしましても、市民の皆様に快適に公園のトイレを利用いただけるよう引き続き日常の清掃、維持管理、修繕に努めてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 第2問、若狭朋広さん。

○4番（若狭朋広君） 答弁ありがとうございました。まず、義務教育学校の件でお伺いします。答弁で看板、公開等条例によって説明する法的義務はないということで理解しました。ただ、今回の義務教育学校の計画というのは、3校統合に伴う地域社会の生活の仕組みそのものが変わっていくすごく大きな計画だと思います。例えば学校までの距離が延びて、毎日の送迎が必要になる家庭が出るかもしれない。スクールバスを今検討されていますが、その乗降、乗り降りする場所、そこに時刻を毎日守って送り届けるという負担がある。もしそれでそこに乗り遅れた場合、親が車でもしかしたら送迎することになるかもしれない。送迎の車が集中すれば、道路渋滞の可能性も高まってくる。それが3校分の児童生徒が同じ校舎に集まることによるやはり地域交通とか安全面というところがどんどん変化していく部分だと思うんですね。これは、もはや学校の話ということだけではなくて、地域の日常そのものに影響が出る。そのために、となれば本来やっぱり市主催で住民説明会が必要と考えますが、この点はいかが捉えていますでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。今議員がおっしゃられた通学の安全面につきましては、今実際開催している地域協議会、地域の方々も代表でたくさん出ていただいておりますけれども、学校運営協議会のメンバーが中心ですけれども、そこで議論が交わされております。こうした議論の状況なんかも先ほど申し上げました地域協議会によりまして地域の皆様のほうに御案内しているとともに、一応地域課題の中でもそういうものを、市だけではなくて、自分たちとしてもそういう説明の場が必要かどうかということなんかも含めて御検討いただいているところです。前回答弁したときにやっぱり未就学、在籍児童生徒の保護者は

s i g f y というメールシステムがありますんで、そういったところで御案内のほう、いろいろ情報のほうはお送りできますけれども、なかなか未就学児童のところが手薄ということを前回申し上げたと思います。今回年度末を一応目途に未就学児、これ住基のほうから抽出しまして、情報のほうをお知らせしたいというような取組もしていきたいと今検討しているところです。以上です。

○4番（若狭朋広君） ありがとうございます。今御説明いただいた出前型の講座型意見交換会とか就学時健診の健康診断でのブース設置とか地域協議会の意見交換会、これ今までこの単語が、この会のことはすごくいろいろ出ていますけども、つまり今やられた説明会、意見交換会、動画視聴してアンケート、これらを教育委員会としては丁寧な対応というふうに整理されているという、こういう理解でよろしいでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。どこまで十分かでありますけれども、一つ一つできないとこがあれば新たなものも検討しながらということで、委員会としましては少しずつ丁寧に、以前よりも丁寧なものが増えているというふうに考えております。以上です。

○4番（若狭朋広君） 丁寧な対応というところです。ここが今いろんな議論が出ているところなんですけども、私も思つたんです。お話を聞いて、やはり現場では丁寧に説明されていると思うんですよね。聞かれたことにはちゃんと精いっぱい答えてる、そのようなことは十分伝わってくるんです。これでもう一点ちょっと確認したいんですけども、教育委員会としては小学校2つを廃校にして義務教育学校がなぜ必要なのか、あとそれは柏第一小の老朽化が喫緊の課題で、現地建て替えはちょっと一部の事業の継続は困難である状況、こうした根本の事情を地域の皆さんにも理解していただきたいって、そういう思いに変わりはないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君） いろんな背景も踏まえまして、柏中学校区に義務教育学校を設置する理由といいますか、そういった目的、または我々の思いといいますか、そういったものを御理解いただきたいという思いはございます。以上です。

○4番（若狭朋広君） ありがとうございます。では、出前型意見交換会というのは、3つの団体から申込みがあったとお聞きしています。3回分の開催の延べ参加人数が56名、地域協議会が主催した意見交換会というのはこれ4回やっています。1回目が参加人数6名、2回目が8名、3回目がゼロ人、4回目が3人、合計17人というのにとどまりました。この参加の数というのを教育委員会はどのように受け止めていますでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。参加の人数につきましては、少ないというふうに考えております。以上です。

○4番（若狭朋広君） 私も極めて少ないと感じています。教育委員会は、もっと多くの人が参加されることを想定されていたんじゃないでしょうか、それとも10人程度の参加なのかなと思っているのか、これどちらでしたでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。もう少し多い人数が参加されるのかなという、当初そういう、回数重ねてくることによって何かあれというちょっと不安はありますけれども、当初設定するときにはもう少し興味を持って関心をいただけているのかなというふうに感じてはおりました。以上です。

○4番（若狭朋広君） 私もこの参加人数の結果を聞いて、これしか参加ないのかというふうな印象を同じく受けました。これは、参加が少なかった理由ってちょっと私なりに考えたんで

すけど、十分な周知、これが行き届いていなかった。あと、市が説明会などいろいろ企画したことが、これが申込みを待つ受動的なものであった。申込みがあれば説明します、こういうものだった。あと、市民は市が説明会を開くものって思っていて、自分から問い合わせるという意識にはならなかったと思っています。これは、私がいろいろ聞き取りしていくと、やはり市が説明会を開いてくれるんだよねという声がとても多くあります。こういうことがあると思います。つまり参加が少ないということは、これはイコール理解を得られているということではなくて、市も理解してほしいと思っているというところだと思うんですよね。私も理解はしてほしいと思っているので、だから地域説明会が今回このタイミングで必要なんじゃないかって思ったんですね。これ地域協議会で議論されているのは、ここはもちろん否定しないですし、皆さんよく取り組まれているんだと思うんですけども、これもやっぱり一部の方ですよね。役員になられている方、学校運営協議会の役員、町会長ですとか限られた役職の方で構成されている。それだけでしっかりと住民に行き届いているとはちょっと言えないなって思うんですよね。ですので、ぜひともここはこういった説明会というのを開いていただきたいと思っています。これも要望です。本当に義務教育学校というのは、暮らし全体そのものに影響を及ぼすとても大きな計画です。これを今ままの状態で進めていくというのは、非常に私も問題があると思っています。ただ、向かっていく方向としてはしっかりと事情を理解してほしいということは私も理解しましたので、まずは説明会を開催してほしいと思います。先ほど地域協議会の意見集約の最終取りまとめ、今年度中にという話ありました。まず、その意見集約の前に地域説明会というのを近隣センターとかで開催していただけないでしょうかという要望です。参加人数とかは私も協力しますので、いろいろ集めるというのは頑張りますので、ぜひお願ひしたいなと思います。まずは、義務教育学校、以上です。

次に、市営住宅でございます。まず、共益費の徴収管理、これ一番住んでいる人が困っているというのが70代以上の方が共益費をやっぱり1軒1軒回って集金して、会計担当にお金渡して、会計担当がいろんな草刈りの依頼とかお金の管理を、電気代の支払いとか、やっているわけなんですね。これがやっぱりどうしても金額、お金を扱うので、とてもトラブルが起こりやすいという状況があります。それで、問題なのが共益費を滞納してしまう方もやっぱり中にはいて、そういうことがトラブルになっています。このあり方協議会の議事録というか、まとめたものには、他の自治体で共益費の徴収管理というのを自治体が関与してやっているというとこ書いてありましたよね。京都市、豊橋市、横浜市、東京都、兵庫県の川西市なんかもこれ自治体が共益費の徴収を家賃と一緒に引き落とすということをやっているんですよね。もちろん共益費の負担も入居者にとっては大変な負担なんんですけど、まずせめて仕組みとして共益費を自動に引き落とすということがあれば、大分こういうトラブルってなくなるのかな。そして、住宅政策課もすごく対応されていますよね。共益費を滞納している方にも、本当は自治会内の話なんであれなんですけど、市がちゃんとそこを指導に行ってくださっているという話も聞いているんですよ。そういうことも、そういう負担もこういう仕組みつくれば解消されるというふうに考えていますけども、この点いかがでしょうか。都市部理事、いかがでしょう。

○都市部理事（沢 吉行君） 基本的には、議員御紹介のとおり、普通のその辺の町会とか自治会でも自分たちの自治会費ということで集金してやっておられるというのと同様というふうに考えるというのが基本というふうに考えております。その上でトラブルとかということもあるというのは、やはり団地の所有者というか、管理者というか、という立場で、住宅政策課の

ほうでも小まめに現地に行って調整したり、話を聞いたりしているところです。取りあえずは、そういう対応を今のところしていくというような考えであります。以上です。

○4番（若狭朋広君） なかなかこれが今度また5年、10年ってどんどん、どんどん大変になってくると思うんです。いつか何か変えるタイミングがもう今来ていると私は思っていますので、これ要望ですけども、他自治体でこういうふうに共益費の徴収管理を市がやるということを検討されてやっているのが、なぜこれがうまくいったのかという、ここ、なぜこの制度ができたのかというのを住宅政策課に研究というか、調査していただきたいと思います。これ要望です。引き続きちょっとよろしくお願ひいたします。もう一点、次に収入超過者認定通知書の送付時期と、あと退去後の家賃というところですね。これは、収入超過者通知を、これ一般質問の聞き取りの際にいろいろお話を聞いたら、収入超過してもほとんどの人はそのまま住み続けるという話を聞きました。市営住宅、民間よりも家賃が低いですから、やっぱりそういうふうな選択されるって聞いた。だから、そんなに、2月でも支障は少ないというか、支障ないんじゃないかという意見だったんですよね。ただ、でもちょっと私もやはり去年取り上げた方というのは、家賃3万8,200円から9万2,700円にどんどん上がった方だったんですよね。それが2月の後半に届いてしまった。そういう人もいるというのが現実で、その人はすごくレアなケースだと思います。収入も上がって、同居していた娘さんがもう扶養から外れたことで一気に収入所得が上がったという理由がありました。ただ、これでも結果として皆さん超過した人が住み続けているから、そっちを選んでいるからいいかって言われると、私はそうではないと思っていて、あくまで入居者が住み替えを検討できる環境というのを確保するのが行政の役割じゃないかなと思っています。例えばもうちょっと、年内に届いていれば引っ越しするかどうかも検討する時間だってあるし、引っ越し費用を準備できるかもしれない。もしかしたら物件だってもっと選択肢もいっぱいあったかもしれない、そんなことも考えられるんですよね。そういうことを行政のほうが何とか頑張ってできるだけ通知を早くというとこ、出していただきたいと思います。2月の初めに今年度は出していただけるということ、そして来年度は1月を目指すということで、これに対して本当に感謝申し上げます。恐らくこれって基準日が10月1日、そして収入の申告書を入居者に7月にお願いするというのが、これがもうちょっとこっち自体を早くしてみてはどうかななんて、そんなふうにも考えました。そういう部分も含めて検討いただきたいと思います。家賃、退去後の補修期間ですよね。民間だとアパート出るときに全部撤去して、引っ越しした後は補修したものを最後自動的に敷金とかで清算されて、それで終わりなんですけど、市営住宅だけはなぜか一回撤去してチェック受けて、補修期間待って、2週間ぐらい待って、その後鍵返しに来なきゃいけない。それで契約終了ってなっているんですけど、やっぱり住んでいない補修期間って、補修が終わりましたという期間って、これは補修する業者さんによっては1日でできますよというところもあれば、もしかしたら繁忙期で1か月かかりますってなったら、それによって家賃を負担する額が変わってくるというのも何かおかしいなって私思っているんですね。それで、ここはぜひ変えていただきたい。住んでいる人が実際にどう思っているのかなと思って、ちょっと私またというか、アンケート署名取ってきたんですね。12月7日と、あと10日と11日、だから昨日とおとといも議会終わってからちょっと行ってきたんです。時間なかったんで35人しかちょっと集まらなかったんですけど、これに何て書いたかというと、この収入超過者認定通知書を12月に前倒しすることを改善を求める、現状でも構わない、そしてもう一つ、2月の通知が最適という、あえてちょっと2つ現状でもオーケ

一という欄を設けました。あと、補修期間中の家賃を免除、または家財ありで予備検査を受けてよいことを認める、これも家賃免除を求めるという項目、そして現状でも構わない、家賃支払いは妥当というふうなことで集めてきました。結果は、収入超過認定通知書は29人の人が改善を求める、残りの6名は現状でも構わないとしました。退去時の補修期間の家賃は、35人全員が家賃免除を求める。これは、多分本人たち、やっぱりこういう仕組み知らないんですね。出るときに、確かに住まいのしおりに書いています。でも、引っ越すってなったときに初めて見るもので、やはりこういったところもしっかり説明すれば、そういうふうな要望が上がってくるということだということが示されたなと思いました。これもぜひとも改善に向けてやっていただきたいと思います。これ要望です。

ちょっと時間がないので、今度はトイレのほうに進みたいと思います。公園のトイレの健全度、快適度調査で、職員はこの調査というのは立ち会ったのでしょうか。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。現地調査については、職員の立会いはしてございません。以上です。

○4番（若狭朋広君） そうすると、通常のトイレの状況、現地の状況というのは、実態把握というのはどのように行っていますでしょうか。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。今公園緑地課のほうの職員で管理をしている職員が合計8名いますが、やはり様々な市民の方からの御連絡をいただいて、例えば公園の不具合みたいなものが連絡あった際には、現場で直接確認をしております。また、トイレであるとか、そういうものについても、せっかく外に現場行っておりますので、その際に確認するとか、そういうことをやってございます。以上でございます。

○4番（若狭朋広君） まず、私が感じているのは、やっぱり現地、トイレのチェックというのを外部委託で発注したんだけども、まず職員が把握していないと何を委託しているのか、そういう状況がつかめないと思ったんですよね。これさっきの健全度評価、快適度評価、委託業者さんに上がってきました。評価ついていたけども、それが本当かどうかというのをしっかり市は確認しなきゃいけないし、やはりこれが、あと私もトイレ回っていて思ったんですけど、松ヶ崎公園の水道からの水漏れですか、便器がとても臭くなっているやつ、チェックするより直すほうが先じゃないかなって思ったんです、まず。そこに対してどういうふうに部長、受け止めていますか。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。水漏れにつきましては、早急に直すように指示をさせていただきました。以上でございます。

○4番（若狭朋広君） しかも、トイレ清掃の快適度チェック、594万円かけて先ほどのチェックを全て行った。だから、これトイレ清掃に594万円かけたではなくて、評価するのに549万円払っているわけですよね。これ肝腎の直してほしいところが直っていないという、ここに本当に私憤りを感じまして、これどうでしょう。これ調査に594万円を投入したということは、相応のこれから改善が行われるという、そういう覚悟の表れなんでしょうか、都市部長。

○都市部長（坂齊 豊君） お答えいたします。先ほどちょっと御答弁させていただきましたけども、今年度柏西口第一公園、こちらの修繕をやらせていただいています。これ調査でこの公園のトイレが非常に劣化が進んでいるということでございましたので、職員のほうで現地を見て、やはり早急にやるべきだろうという判断で、こちらを、公園のトイレを選定したものでございます。ほかのトイレにつきましても、改修が必要なものについては順次計画的な改修を

していくべきというふうに考えております。以上でございます。

○4番（若狭朋広君）　ぜひとも改善のほうをやっていただきたいと思います。ちなみに、松戸市がすごくきれいな理由が、何でこんなきれいなのかなと思って、松戸市はトイレの専門の清掃業者にトイレ清掃という形で委託しているわけなんですね。7,000万、令和6年度予算、トイレ清掃だけにかけています。もちろん公園の数は違いますけど、要は松戸市は136公園ありますし、今回柏市は38公園、トイレのある公園ね。ですんで、これトイレ清掃にかけている単価、1公園当たりで出すと松戸市は53万4,816円、柏市は29万9,000円ぐらいという、これだけ差があります。あと、トイレの清掃のスキルがあるわけですね。恐らく今って公園の管理をしている委託業者が、柏市は公園管理の一部としてトイレ清掃を行っているじゃないですか。ここにやっぱり大きな違いがあつて、トイレ清掃って本当に、私もトイレの掃除のアルバイトとか仕事をやっていたので、手で洗っていたので分かるんですけど、本当にトイレスキル、掃除のスキルがないと、あそこまできれいには保てない。そして、松戸市、週3回から5回トイレ清掃入れているんですって。柏市は月1回じゃないですか。だから、建物が千代田町公園みたいに新しくても、どんなにきれいな建物でもトイレが汚かったらあんまり意味ないというか、がっかりするんですね。今これ市長の施政方針に居心地のよい公園プロジェクトを示されました。これちょっと市長にお伺いしたいんですが、ベンチとかフェンスとかを改善していくと。この中にトイレの単語が入っていなかったんですけども、トイレに対してどのように捉えていますでしょうか、市長。

○市長（太田和美君）　居心地のいい公園プロジェクトには、当然トイレも入っております。かつ、トイレの改修工事というのは、優先度が非常に高いほうだというふうに思っております。以上です。

○4番（若狭朋広君）　トイレの優先度が高いということで、ありがとうございます。本当この公園の居心地のよさというのは、トイレというのが最も直感的に市民の方が感じ取る場所です。市がどれだけ市民の生活に寄り添おうとしているのかというのが、この姿勢が如実に現れるのが私はトイレだと思っていますので、ぜひとも快適な公園のトイレ、やっていただきたいと思います。以上でございます。終わります。

○議長（坂巻重男君）　以上で若狭朋広さんの質疑並びに一般質問を終わります。

————— ○ —————

○議長（坂巻重男君）　日程第2、休会に関する件を議題といたします。

お諮りいたします。

明13日、明後日14日の2日間は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君）　以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は来る15日、特に午前9時50分に繰り上げて開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後　4時21分散会